

令和7年度（2025年度）第2回東海市協働推進体制づくり検討委員会 次第

日 時 令和7年（2025年）8月6日（水）

午前10時

場 所 東海市立市民活動センター 大会議室A

1 開会

2 報告

- (1) 第4回とうかいK y o - D o（協働）キックオフミーティングについて

【別紙1】

- (2) 令和7年度（2025年度）第2回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議について【別紙2】

3 議題

- (1) 東海市N P Oと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006の一部改訂について（案）【別紙3】

- (2) 東海市の多様な主体による協働のあり方について（案）【別紙4】

4 その他

令和7年度（2025年度）第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会の開催予定

令和7年（2025年）10月15日（水）午後2時から午後3時30分まで
東海市役所 501会議室（5階）

5 閉会

とうかい Kyo-Do 協働 通信

「マッチング」「コーディネート(つなぎ役)」について考えました！

第4回とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティングを2025年6月15日(日)に開催し、NPO・市民活動団体、コミュニティ、高校・大学、企業等の関係者の計25人に参加していただきました。

今回は、これまで以上にテーマを具体的に絞り、協働に関わる団体や個人の「つながり」や「マッチングの仕組み」について、「こんなことできたらいいな」、「こんなものがあつたらいいな」というアイデアをたくさんいただきました！



「顔見知りになる機会」や「人と人をつなぐ役割」が大切！

現在、東海市では、これからの協働を進めるために「多様な主体による協働のあり方」を検討しています。今回は、テーマ(案)の1つである「団体間のマッチング・コーディネート機能の充実」という項目について、参加者からご意見やアイデアをいただきました。以下、当日に話し合われた内容の一部をご紹介します。

取組項目(抜粋)	意見やアイデア
団体間交流・マッチング機会の充実	・200人くらい大規模のマッチング会があると良い。顔見知りが増え、お互いの活動を見学することで、学び合いにつながる ・交流会を気軽に開催できる仕組み(主体はどこでもOK) ・各団体の活動を知ることができる媒体があるといい 等
市民協働コーディネート機能の充実	・市民活動センターがハブの役割になる ・つなぎ役が、得意、不得意、活動目的を把握することが大事 ・コーディネーター同士の情報共有 等
大学・企業等との連携・協力	・「これが提供できます(場所・モノ)」掲示板があると良い ・大学、企業と出会える場が必要。つながり方がわからない 等
個人と団体を結ぶマッチング	・まちづくりやボランティアのハードルを低くし、とにかく顔を合わせることが大事。 ・手伝いたい、力を出したい人は沢山いる 等

ミーティング終了後には、顔見知りとなった参加者同士が、お互いの活動情報を交換するなど、新たなつながりが多く生まれました。第5回は8月3日(日)午前10時から東海市立市民活動センターで開催予定です。ご参加のほど、お待ちしております！

本取組に関するご質問等は下記までお問い合わせ下さい

連絡先：東海市市民協働課

電話：052-613-7525

0562-38-6136

Email：chiiki@city.tokai.lg.jp

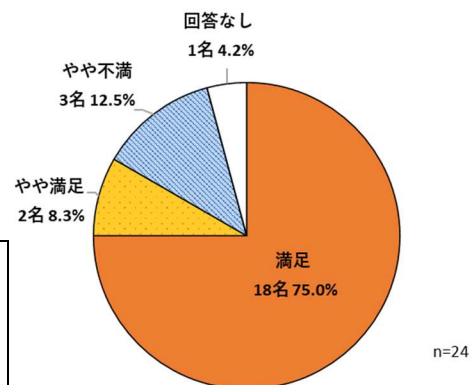
発行者：東海市総務部市民協働課



第4回のアンケート結果(抜粋)

1 全体の満足度

- 満足が 75.0%、やや満足が 8.3%、ほとんどの参加者が満足と回答しています。



1-1 その理由

- 色々な立場の人からの話を聞いて、立場による視点の違いに気付けた。
- 新たな人脈を持つことができた。
- 一つひとつのテーマについてしっかり考えることができた。
- 地域との関わりについて、改めて考えるきっかけになった。

2 特に学んだことや印象に残ったこと

<共通の意思>

- 多くのグループでお酒を飲みながら交流したいという意見が出たことが印象的だった。
- 各々の立場で各々の意見を持っている事、またその意見を活かしていきたいと考えている方が多いと強く感じた。

<つながり、コーディネート機能>

- コーディネーターの役割がとても重要だということがわかった。
- 出会いたい、連携したいと思っている団体はまだたくさんいるということ。

<協働に向き合う姿勢>

- 私も人と人とを繋げられるように、日々意識しながら行動していきたいと思った。
- 発信したい人(市民活動団体)がいてもニーズや周知で滞っているので、市民のみんなへどう伝えたらいいのか、つなぎ役に頼るばかりでなく自分から動かなければと思った。

3 「団体間のマッチング・コーディネート機能」について、伝えきれなかったこと

- 公民館や市民館で活動することが多いと思うので、公民館主事等をコーディネーターにしたりして地域の輪を広めるというより、公民館を頼れるといいなと思う。
- コーディネーターになる人の人柄・知識に頼った仕組みでは継続が難しいので、人が変わっても運用できる仕組みの検討が必要だと思う。
- コーディネーターという肩書きがなくても、各団体のキーマンがコーディネート役として活躍しているということ。
- IT の時代だからこそ「アナログ」も大事！

令和7年度（2025年度）第2回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議
における主な意見

1 報告

(1) 第1回東海市協働推進体制づくり検討委員会（5月29日開催）について

ア 入庁3年目の職員を対象とした研修がなくなったとのことであるが、研修が始まった当初は、市内の中間支援NPOがまだ団体として成熟していなかったために、知多市のNPO法人地域福祉サポートちたに委託することとなった。今後実施するなら、NPO法人まち・ネット・みんなの広場への委託を検討してはどうか。

2 意見交換

(1) 東海市の多様な主体による協働のあり方について（案）

ア 取組項目に優先順位をつけてはどうか。

→全てを単年度で行うことは難しいため、優先順位を付けながら、概ね5年間における取組のロードマップのような記述をあり方（案）に追加する。
また、行政、市民活動団体、大学、企業等の多様な主体に期待する、される役割を追加する。

イ No. 21「団体間交流・マッチング機会の充実」について、「ウ 市民活動センターの機能充実」の項目に入れてはどうか。

→項目として追加する。

(2) 東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006の一部改訂について（案）

ア 主な変更点が一覧となっているような資料があった方が理解しやすい。

イ P2の「公共私連携の時代」の「連携」という表記については、総論であり、各論になったときには協働・連携等、取組み方によって、大まかにではあるが分類されるものという認識で間違いないか。

→間違いない。あり方（案）に「協働と連携の違い」に関する記述を追加する。

東海市協働指針

とうかい協働ルールブック 2026

東 海 市

はじめに

今後記述

目次

第一部 協働の基本的な考え方	1
1 背景	1
(1) 協働が求められる社会的背景	1
(2) 本市の取り組み	2
2 本ルールブックの役割	4
(1) 当事者	4
(2) 目的	4
(3) 性格	4
(4) 活用方法	5
(5) 検証	5
(6) 改訂	5
3 協働とは	5
(1) 協働の定義	5
(2) 協働の意義	6
(3) 協働の形態	7
(4) 支援と協働の違い.....	8
(5) 協働と連携と協力の違い.....	8
第二部 協働を進めるにあたって	9
1 行政が心がけること.....	9
2 行政以外の多様な主体が心がけること	10
第三部 協働を進めるための3つの原則(理念)	11
1 成果志向	11
2 自立・相互理解	12

3 透明性・説明責任	12
第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ	13
1 環境整備	13
2 企画立案	13
3 実施	14
4 評価	14
○東海市まちづくり基本条例	16
○東海市市民参画条例	20
○東海市協働指針 とうかい協働ルールブック 2026 の策定経過	22

第一部 協働の基本的な考え方

1 背景

(1) 協働が求められる社会的背景

○ 地方分権の時代

地方分権により、地方公共団体は、自己決定と自己責任の原則により、住民の多様なニーズに対し、責任をもって住民サービスを選択し、提供することが求められています。また、地域社会の主役である住民の意思に基づく「住民自治」の視点から、住民による自己決定と自己責任の原則により、責任あるまちづくりへの市民参加と参画を進めることが、求められています。

今後は、個性を活かし自立した地方をつくるために、まちの特色と独自性を活かしながら、地域ぐるみで協働し、地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らして地域に活力をもたらし、住民自治の拡充を図る必要があります。

○ 全国的な人口減少と少子化・高齢化の進行

人口減少や少子化・高齢化の進行による人口・世帯構造の変化は、介護における人的、経済的な課題や次世代の負担の増加、労働力低下や社会保障などに係る費用の増大など、社会全体に大きな影響を与えるとともに、私たちが生活する町内会・自治会、コミュニティなどの地域社会における担い手不足など、暮らしのさまざまな場面に影響をもたらしつつあります。

活力ある地域社会を維持していくためには、人口減少と少子化・高齢化に対応した社会の仕組みづくりが必要です。

○ 多様化の時代

福祉、環境、コミュニティの活性化、社会教育、まちづくりなど様々な分野で市民のニーズが多様化しており、複雑で多様な地域課題などに行政だけで対応することは、困難なケースが増えています。

○ 地域力の時代

町内会・自治会、コミュニティや自由な発想で活動するNPO・市民活動団体が市民サービスの担い手として期待されています。

また、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する課題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められます。

引き続き、「地域のことは、地域で」という考え方に立って、地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう市と市民が共にまちづくりを進める必要があります。

そのためには、「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」の原則に基づいて、自主自立のための地域力を向上させていくことが求められています。

○ 公共私連携の時代

地域社会を取り巻く環境は、様々な課題や資源の制約などにより、今後ますます厳しい状況となっていくことが予想されます。

人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、NPO、ボランティアグループ・任意団体などの市民活動団体、コミュニティ、町内会・自治会、社会福祉協議会などの公益性の高い民間団体、企業及び大学、行政などの地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていくことが重要となってきます。

(2) 本市の取り組み

市民の自主性と自立性が十分発揮され、地域に根ざした地方分権型のまちづくりの仕組みをつくるため、平成13年度(2001年度)に市民参画推進室を設置し、市民参画により検討を行い市のまちづくりの基本事項を定める最も基本となる条例である「東海市まちづくり基本条例」を平成15年(2003年)12月に施行しました。

本条例においては、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めています。

「協働・共創によるまちづくり」とは、市民と市が、まちづくりの過程において、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携えて、相互に補完し、協力して、自分達のまちを「創る」ことを目指すことです。

○ 地域まちづくりネットワーク事業(平成15年度(2003年度)から)

市内12か所の市民館などの公共施設に市担当職員が定期的に訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、各地域にあったまちづくりのコーディネーターとして地域活動の支援をしています。

○ 東海市立市民活動センターの開設(平成18年(2006年)4月1日開設)

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設です。

○ 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」(平成18年(2006年)10月18日策定)

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成しました。

なお、協働の当事者をボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動法人(NPO法人格取得団体)及び地縁団体(コミュニティ、町内会・自治会など)として捉えていました。

○ まちづくり協働推進事業の実施(平成19年度(2007年度)から)

地域課題を解決し、東海市総合計画などで示す目指すまちの姿を実現させるため、市民活動団体などのNPOから提案事業を公募し、市と協働により行う事業です。

なお、平成15年度(2003年度)から平成18年度(2006年度)までは、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対して市から助成金・補助金を交付する、まちづくり活動支援事業を

実施していました。

2 本ルールブックの役割

(1) 当事者

本ルールブックにおける当事者は、東海市に関わる全ての主体です。

具体的には、NPO（特定非営利活動法人）、ボランティアグループ・任意団体などの市民活動団体、地縁団体（コミュニティ、町内会・自治会など）、社会福祉協議会などの公益性の高い民間団体、企業、大学及び行政などであり、最大限広く捉え、「多様な主体」と表現します。

なお、原則として行政は「多様な主体」に含まれますが、文章全体の趣旨や記載内容などから、他の主体と分けて記載することがあります。

【例：「行政は、多様な主体と協働する」や「多様な主体と行政」など】

(2) 目的

今後も、「官から民へ」への流れの中で、ますます公共サービスを行政以外の多様な主体が担う局面が増加していきます。

そのなかで、公的資金にかかわるアカウンタビリティ（説明責任）を果たすと同時に、行政以外の多様な主体がそれぞれの長所を発揮できるような自律性を保障することは簡単なことではありません。

本ルールブックは、多様な主体と行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現するものです。

また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考とさせていただくものです。

(3) 性格

本ルールブックは、行政を含む多様な主体が法的な責任を負うものではありません。多様な主体と行政が協働を進めていくうえで、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります。

また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(4) 活用方法

本ルールブックは、多様な主体間が協働を進める場合のよりどころとなるものです。お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違ったりした場合にも、原点に立ち戻ることで、率直な意見交換のなかで合意を形成することができます。

本ルールブックは「完成して終わり」というものではありません。「このルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか」「多様な主体と行政が対話をしていくうえで、有効な“道具”としてどう使えるか」といったことを、中心として考えていくものです。

(5) 検証

引き続き、本ルールブックの内容に沿って、定期的に、多様な主体と行政の協働事業を中心として、検証することが求められます。

(6) 改訂

このルールブックは、多様な主体と行政が定期的な協議や検討による改善を加え、多様な主体と行政で育てていくべきものです。

頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、多様な主体又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

3 協働とは

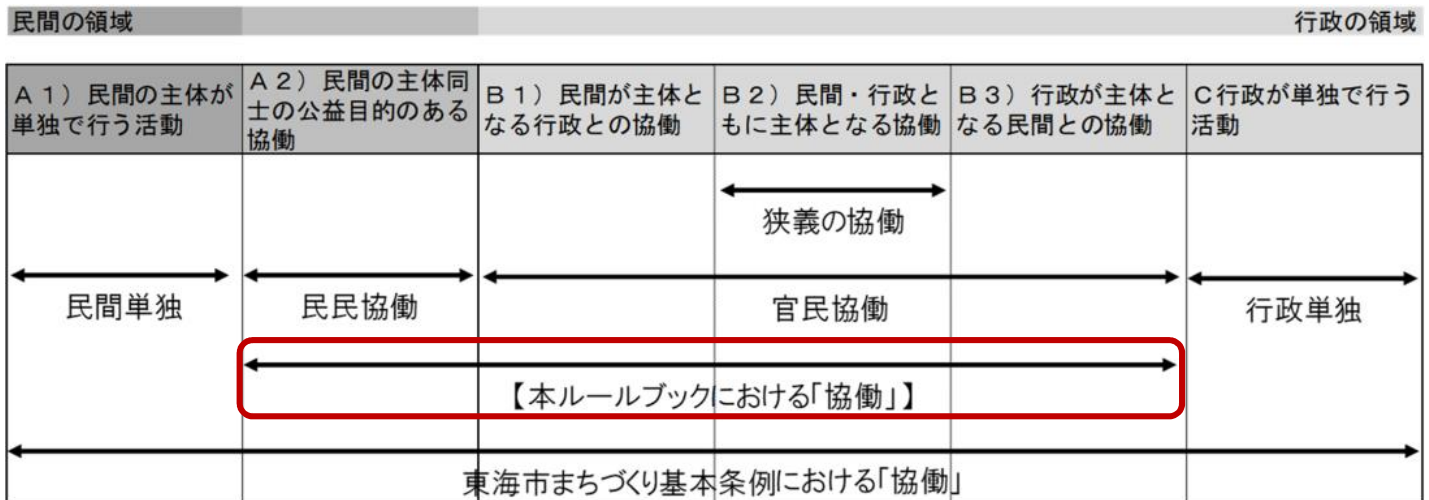
(1) 協働の定義

本ルールブックでは、「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと」と捉えています。

対象となる「地域課題」については、「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動となりますが、「私益」「共益」「公益」を明確に区分することはできず、また、公益性の考え方は、社会環境や

時代背景によって変化することから、「公益性が意識されている地域課題の解決に向けた多様な主体同士の取組み」も協働と考えています。

【協働領域のイメージ】



※「民間」とは、行政以外の多様な主体です

(2) 協働の意義

自分たちで「やれることはやる」「出せるものは出し合う」「責任を持って決める」といった精神で、東海市という地域社会を構成する多様な主体が協力し、めざそうとする東海市のまちの姿を具体的に描き出していくことが求められています。

○ 自立型地域社会の構築

多様な主体が、「この地域社会を住み良いものに」という方向性を共有し、一緒に課題解決に取り組むことで、双方が自治意識や主体的なまちづくりへの意識を高めることができます。また、多くの市民が市民活動に参加することにより、地域における自主的・自立的な社会的課題解決能力が高まり、地域力が培われます。

○ 多様化する市民ニーズへの対応

多様な主体が、協働することにより、新たな課題や複雑化・多様化した市民ニーズへの対応が期待できます。

○ 公共サービスの質の向上

多様な主体が、相互の資源（人材・財源・情報）を効果的に活用することにより、質の高い公共サービスが市民に提供できます。

○ 協働を通じた意識改革

多様な主体が、互いにノウハウや事業手法などを学びあうことは、それぞれの意識改革につながります。

(3) 協働の形態

時限的な事業単位で捉えられることがほとんどです。一般的に考えられる形態としては、委託・補助・共催・コンソーシアム方式（共同事業体型）・実行委員会参加・後援・協力などがあります。

事業実施に至るまでの発案や事業実施の体制等の協働の形態については、行政以外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体間によるものなどが考えられます。

形態によって、分担の仕方や責任の比重はさまざまです。お金・知恵・実施・決定・場所・時間・人材などについて、どこの部分をどの主体がどの程度担うのかはケースバイケースであり、事業ごとに事前協議をする必要があります。

協働の形態のなかから、委託と補助について具体的に紹介します。

○ 委託

一般的には、行政が多様な主体の特性を活用して、業務を委託するパターンが想定されます。この場合、実施主体は行政のため、実施責任、成果の帰属は行政にあります。委託を受けた多様な主体は、契約書や仕様書などに定められた業務の履行義務を負うことになります。

【注意すること】

- ・コスト軽減のみを委託目的にしない
- ・委託先を下請け業者とみなさない

○ 補助

一般的には、行政が多様な主体が行う事業について、その資金の一部を公費で支出するパターンが想定されます。この場合、事業の実施主体は、補助を受ける多様な主体であり、事業の実施責任や成果の帰属は、補助を受けた多様な主体にあります。

【注意すること】

- ・事業の透明性を高める
- ・同一事業等への長期間にわたる補助は避ける

(4) 支援と協働の違い

多様な主体が成長するための議論と、多様な主体と行政と一緒に事業に取り組むための議論は区別して捉えることが、大切です。

本ルールブックは、多様な主体を支援するための基本方針ではなく、より効果的に多様な主体と行政などが協働に取り組むための基本方針であることを注意する必要があります。

(5) 協働と連携と協力の違い

「協働」と似た言葉に「連携」と「協力」があります。

多様な主体のそれぞれの視点や組織文化等によって、言葉の意味の捉え方や使い方が異なります。「協働」と「連携」と「協力」の言葉について、一般的に考えられる言葉の意味合いの違いは次のとおりです。

なお、本ルールブックは、多様な主体間が「協働」を進める場合のよりどころとなるものですが、連携や協力など、多様な主体間が関係性を持つこと自体を好意的に考えています。

【協働と連携と協力の言葉の意味合い】

言葉	主体性	関係性	(行動の)一体性	イメージ
協働	対等	深い	一緒に取り組む	肩を組んで共に歩く
連携	各自が独立	中程度	部分的に合わせる	情報共有しながら並走
協力	一方的	浅い	ない又は少ない	手伝う

※本ルールブックでの「協働」の定義

地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと

第二部 協働を進めるにあたって

協働を進める大前提として、多様な主体と行政のそれぞれが、組織として、お互い自律的に心がけたいことがあります。

1 行政が心がけること

行政は、効率性・効果性の観点から、協働の効果が最大限に発揮できるように既存制度や慣行を見直し、民間活力が活きるための方策を考えることが求められています。

- 行政は、公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握するように努める（顧客志向）
- 行政は、直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率性を考え、不断に見直すように努める（直営業務の見直し）
- 行政は、多様な主体への事業委託にあたっては、事業の成果目標を明確にし、行政の関与を限りなく少なくし、まとまりのある業務を委託し、多様な主体が創意工夫を発揮しやすいようにする（官から民へ）
- 行政は、官民双方が実施している公共サービスについては、市場化テストなど競争のなかで双方のサービスの質が高まるようなしくみを検討するように努める（官民競争）
- 行政は、多様な主体の社会における役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める（多様な主体の理解）
- 行政は、それぞれの地縁団体の意思や自主性を尊重し、地縁団体に対して過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりしないように努める（自主性の尊重）
- 行政は、多様な主体が既に創出あるいは提供しているサービスや事業・行事がある場合は、極力、その活性や発展を妨げないよう連携・

協議に努める（民業補完）

- 行政は、公の施設の利用規制について、有償で活動する非営利団体の存在を考慮して見直すように努める（公の施設利用ルールの見直し）
- 行政は、地域や多様な主体への補助金が成果をあげるよう、配分方法の工夫や改善するように努める（補助金ルールの見直し）
- 行政は、契約に係る事務について、時代変遷や協働相手の多様化に伴い、その意義や必要性が低下している部分については、簡素効率や改善を図るように努める（事務の簡素化）
- 行政は、地域課題に取り組む際に、各部局同士が分野ごとに分断されぬよう、連携と協議をするように努める（縦割りの解消）
- 行政は、情報を必要としている受益者（サービス利用者など）に、最も効果的に届けられるよう、部局横断的で一体的な情報発信に努める（情報発信）

2 行政以外の多様な主体が心がけること

行政以外の多様な主体は、自律性の確立や経営能力の向上など、絶えず自らの活動を振り返り、改善していくことが求められています。

- 多様な主体は、自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める（実務的体制）
- 多様な主体は、事業の目的を達成できるよう、実務遂行能力の向上や人材育成に努める（実務遂行能力の向上）
- 地縁団体、大学及び企業を除く多様な主体は、自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める（専門性）
- 多様な主体は、自ら活動資金の調達方法を工夫し、財源を開拓するように努める（財源の多様化）
- 多様な主体は、独善的にならぬよう、自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、自ら振り返る力を身につけるように努める（自己評価）
- 多様な主体は、自らの理念や主張が市民全員の意見を代表し得ないことを

自覚し、他者の共感をより広げていくように努める(支持と共感)

- 地縁団体は、時代やニーズに即した役割の変化について、その必要性を認識し、活動を進めるように努める(変化への対応)
- 地縁団体は、自主性や自立性を育てられるような意思決定のしくみや役員体制を心がける(自主的統治)
- 多様な主体は、行政独自の契約におけるルールがあることを認識し、理解を深めるように努める(行政ルールの理解)

第三部 協働を進めるための3つの原則(理念)

1 成果志向

協働で大切なことは、一緒に取り組むことで事業の有効性が高まることです。協働の形態は、行政以外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体間によるものなどが考えられますが、これらを総じて「多様な主体間」と記載します。

- 多様な主体間は、利用者や住民のニーズを十分に把握するように努める(住民ニーズの把握)
- 多様な主体間は、事業の成果目標や達成期限を明確に設定し、その達成に向けて努力する(成果目標の設定)
- 多様な主体間は「何のために一緒に取り組むのか」といった協働する目的を共有し、常に原点に立ち戻り、相互確認するように努める(協働の目的の共有)
- 多様な主体間は、地域社会での「全体最適」として、公共サービスの質が高まり、社会的コストが適切になるような役割分担と意識を持つように努める(全体最適)
- 多様な主体間は、お互いが持っている良さや得意な部分(人手、アイデア、事務能力、時間、お金など)を出し合って、速やかに成果が出せるように努める(資源の持ち寄り)

■望ましくないこと:

協働を自己目的化すること、手続き至上主義、プロセス重視

2 自立・相互理解

多様な主体間がそれぞれの自主性や自立性を尊重しあうことが大切です。「違って当然」「違うからこそ一緒に行く」という認識を持つ必要があります。

- 多様な主体間には、お互い自律的に責任意識を持ち、取り組むように努める（責任意識）
- 多様な主体間には、一方的に相手に要望したり、任せたりせず、上下・主従なく対等に取り組むように努める（対等の関係）
- 多様な主体間には、組織のしくみや行動様式が異なり、それぞれの価値観には高低・優劣の差がないことを認識し、お互い理解を深めるように努める（相互理解）
- 多様な主体間には、お互いの長けているところを認め合い、学びあうように努める（学び合い）
- 多様な主体間には、お互いの組織が持っている使命や理念を尊重するように努める（価値の尊重）

■望ましくないこと:

もたれあい、常識の絶対化、軽視、先入観

3 透明性・説明責任

多様な主体間には、地域社会や市民に対する責任として、協働について、より広くわかりやすく発信するように情報の「質」を意識することが必要です。

- 多様な主体間には、お互いの責任を明確にし、その認識を共有するように努める（責任の明確化）
- 多様な主体間には、お互い守秘義務を負い、個人情報や著作権の保護などに配慮するように努める（守秘義務）
- 行政は、自らの事業実施に係る基本的もしくは具体的な情報を開示し、よりよい協働を可能とする情報提供に努める（情報提供）
- 行政以外の多様な主体は、協働事業で「公の資金」を使った場合、使

途の合理性や透明性を確保するように努める（公金使途の説明）

■望ましくないこと:

馴れ合い、密室協議、責任転嫁、責任回避

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

協働を実践するうえでは、環境整備、企画立案、実施、評価という4つのステップがあります。

1 環境整備

協働の実施にさきがけ、多様な主体間には、最大の効果を出す協働が行えるよう、それぞれが互いに実施体制を整える必要があります。

- 行政は、多様な主体と協働する意義を市全体に徹底させ、課や職員によって認識に差が出ないように努める（基本方針）
- 行政は、適切な協働相手を選べるよう、日頃から活動情報や実績を蓄積共有するように努める（協働の相手探し）
- 多様な主体間には、協働にまつわる課題や実施可能性について議論できるよう、協議の機会を積極的に設けるように努める（協議の機会）

2 企画立案

多様な主体間には、協働にあたっては、十分に企画立案段階で協議を深めることが重要です。

- 行政は、企画立案に際して、可能な限りお互いの協議の場をもち、多様な主体からの創造的かつ前向きな改善や変更の機会を保障できるように努める（創意工夫の誘発）
- 行政は、協働における経費を検討する際、内部のルールや事情のみで決めたり、ボランティアに提供される資源にばかり頼ろうとすることなく、十分多様な主体と協議をするように努める（適切な経費負担）
- 行政は、多様な主体における人件費や管理コストの必要性を十分認識し、適切に契約額を積算するように努める（人件費管理費の積算）

3 実施

多様な主体間には、企画立案での協議結果を踏まえつつ、実施段階においても、丁寧に議論を心がけていくことが重要です。

- 多様な主体間には、事業方針及び意思決定や進行管理などの方法について、あらかじめ合意をしたうえで、実施にかかるように努める（事前合意）
- 多様な主体間には、お互い情報の抱え込みや勝手な期待（思い込み）による判断を避け、早めに、報告・連絡・相談をするように努める（ほう・れん・そう）
- 多様な主体間には、どちらかだけが主張や意見をすることなく、自分たちにしか通じない用語の使用を避け、活発に議論を行い、意思疎通を図るように努める（コミュニケーション）
- 行政は、多様な主体の活動スタイルなどを認識し、一律に既存のルールや枠組みに当てはめて捉えないように努める（新しい価値創造）
- 行政は、多様な主体の事業アイデアや企画構想が自己努力のなかで独自に蓄積されてきた知的資源として、相応の価値を持つことを認識するように努める（知的資源の対価性）
- 行政は、多様な主体から提供される知的財産（プロセスで出される工夫やアイデアを含む）の帰属について、十分話し合い、その後の多様な主体の創意工夫への意欲が一層促進されるように努める（著作権や成果物の帰属）
- 行政以外の多様な主体は、公金を使う場合、社会や市民に対し、相応の責任が発生していることを認識するように努める（公金使用の自覚）

4 評価

多様な主体間には、一緒に取り組むことで事業の有効性・透明性を高め、協働を効果的にするため評価・検証することが必要です。

- 多様な主体間には、合意により設定した成果目標を達成できたかどうか、数値（指標）など具体的な形で成果を確認するように努める（成果達成の確認）
- 多様な主体間には、協働の経験をふまえて、お互いの関係性、役割分担や問題発生時の対応などに関する課題を明らかにするように努める（課題の確

認)

- 多様な主体間は、事業成果や関係性の評価・検証の結果に基づき、改善点を明らかにし、次の取り組みに活かすように努める(課題や改善点のフィードバック)

○東海市まちづくり基本条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 43 号

東海市まちづくり基本条例をここに公布する。

東海市まちづくり基本条例

東海市は、知多半島の西北端に位置し、比較的温暖な気候に恵まれ、名古屋南部臨海工業地帯の一画を担いながら知多地区の拠点都市としての役割を果たしており、元気あふれるまちを目指す、輝かしい未来を持つまちです。

私たちは、この東海市を、市民ニーズの多様化、産業構造の変化、地方行政の役割変化などに対応しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会として実現することを共通の願いとして持っています。加えて、次世代に責任あるバトンタッチを果たすことも市民の大切な責務であると考えています。

新世紀にふさわしいまちづくりは、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に生かし、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることを基本とします。

このような認識の下に、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働・共創によるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることをいう。

(基本理念)

第 3 条 本市のまちづくりは、協働・共創を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

- (2) 快適に暮らせるまちづくり
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり
- (4) ふれあいのあるまちづくり
- (5) 活力のあるまちづくり

(市民の権利)

第 4 条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、第 3 条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働・共創によるまちづくりを進めなければならない。

3 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第 7 条 市長は、市が保有する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働・共創によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(総合的な市政の推進)

第 8 条 市は、市民のニーズに的確にこたえ、まちづくりの基本理念に沿って、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(総合計画等)

第 9 条 市は、まちづくりの基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画を、総合計画に即して策定するものとする。

(情報の共有、公開及び提供)

第 10 条 市は、保有する情報を市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、取り扱わなければならない。

2 市は、保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第 12 条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めなければならない。

(説明責任)

第 13 条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(行政評価)

第 14 条 市は、行政課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第 15 条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第 16 条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(市外の人々との交流)

第 17 条 市は、市外の人々に情報を発信し、及び市外の人々から情報を収集することにより交流を深め、市外の人々の知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 18 条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第 19 条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関する制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○東海市市民参画条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 44 号

東海市市民参画条例をここに公布する。

東海市市民参画条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民参画」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で市政に参画することをいう。

(基本理念)

第 3 条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参画し、協働・共創により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念とし、行われるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市民参画の基本理念にのっとり、積極的に市政に参画するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第 5 条 市長は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

2 市長は、市民参画の機会の拡大のための具体的な措置を講じなければならない。

3 市長は、市民から幅広く意見や提案を求める制度を充実させ、市民の意思が反映された市政の運営に努めなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 市の執行機関は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。

(委員の公募)

第 7 条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する

場合は、公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に関する事項については、別に条例で定める。

(市民投票)

第8条 市長は、市民生活にかかわる重要な事項に関して、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今後記述

東海市 ~~NPOと行政の~~ 協働指針

とうかい協働ルールブック ~~2006~~2026

東 海 市

今後記述

東海市の「協働と共創のまちづくり」
を推進するためのルールブック

少子高齢化の進展による環境の変化、住民の価値観の多様化などに伴いさまざまな地域課題や住民ニーズにきめ細かな行政サービスの提供が求められています。

本市におきましては、平成15年に「東海市まちづくり基本条例」、「東海市市民参画条例」を制定するとともに、「元気あふれる快適都市」をテーマとして、市民の皆様の生活実感に基づいた課題を骨格とした市民の手づくりによる、第5次総合計画を策定し、「協働・共創によるまちづくり」を推進しているところです。

多様な地域課題を改善するためには、行政だけで、対応することができない環境にあり、地域が主体性を持ち、それぞれが能力を発揮し、市民と行政が協働で力を合わせて、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

そのためには、協働を推進するルールが必要であり、昨年検討会議を立ち上げ、NPO・行政の双方が自主的に守らなければならないことなどを出し合い、検討会議において議論を重ね、ルールを定めルールブックとして作成することができました。

今回策定しました、ルールブックは、市民活動団体をNPO、ボランティア団体を始め町内会・自治会、コミュニティなどの地縁組織を含めた幅広いものと捉え、NPOと行政の協働を進めていくときに、双方が遵守すべきルールなどを定めたものであります。

このルールブックを足がかりに、協働に対する趣旨を御理解いただき、協働を推進するために、ルールブックが活用されることを願い、協働・共創によるまちづくりの推進のために一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年10月

東海市長 鈴木 淳 雄

NPOが公共サービスを担う時代へ

この『とうかい協働ルールブック2006』は、「NPOと行政の協働指針検討会議」が媒介役となって東海市のNPO関係者と行政職員とが議論を重ねた成果として作成されました。それぞれが、相手に対する不満、注文、期待、要望などをあらいざらい率直に出し合い、そのなかから、それぞれがもっともだと思える項目を受け止めて自主的に約束するという形で、このルールブックの各項目が出来上がったわけです。

NPOとの協働に関する行政側の指針は、多くの自治体で策定されていますが、NPOと行政が共に相手側と市民に対して守るべきルールを約束するという形の文書は日本でも先駆的なものです。イギリスにおけるNPOと政府の『コンパクト（協約）』（1998年）や『あいち協働ルールブック2004』などに続くすばらしい事例が生まれたことを検討会議の座長として心から喜びたいと思います。

このようにして作られた東海市のルールブックには、他の自治体の指針に比べていくつかの特徴点があります。

まず第一に、行政側が守るべき指針だけを書くのではなく、NPOと行政の双方が守るべきルールを書いていることです。そのため、市長とNPOの代表者がルールブックに署名し合い、双方が自主的にルールブックに則った協働のために努力することを約束する予定です。

第二に、双方の率直な議論のなかから作成されたことの結果として、どの自治体にも当てはまるような一般的なルールではなく、東海市の現在の協働の実態に即した現実的なルールとなっていることです。

第三に、このルールブックでいうNPOのなかには、ボランティア団体や狭い意味のNPOだけでなく、町内会、コミュニティ、子ども会などの地縁組織も含めているということです。地域に根ざした多様な地縁組織には、従来の伝統にこだわることなく、自立したNPOとして今後も大きな役割を果たしていただきたいと期待しています。

第四に、ルールブックがつくって終わりにならないように、双方の協議のなかで個々の協働事例をルールブックに照らして検証したり、ルールブック自体を改訂することが明記されています。

公的介護保険制度、指定管理者制度、市場化テストなどによって公共サービスを担うNPOへの期待がますます高まるなかで、このルールブックが、すでに全国的に有名になった「まちづくり指標」となれば東海市の協働・共創のまちづくりの有効な道具として活用されることを期待します。

平成18年10月

東海市NPOと行政の協働指針検討会議
——座長——後——房雄

目次

第一部 協働の基本的な考え方	1
1 背景	1
(1) 協働が求められる社会的背景	1
(2) 本市の取り組み	2
2 本ルールブックの役割	5
(1) 当事者	5
(2) 目的	5
(3) 性格	6
(4) 活用方法	6
(5) 検証	6
(6) 改訂	6
3 協働とは	7
(1) 協働の定義	7
(2) 協働の意義	7
(3) 協働の形態	8
(4) 支援と協働の違い.....	10
(5) 協働と連携と協力の違い.....	10
第二部 協働を進めるにあたって	11
1 行政が心がけること.....	11
2 行政以外の多様な主体が心がけること	12
第三部 協働を進めるための3つの原則(理念)	13
1 成果志向	13
2 自立・相互理解	14
3 透明性・説明責任	14

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ	15
1 環境整備	15
2 企画立案	15
3 実施	16
4 評価	16
○東海市まちづくり基本条例	18
○東海市市民参画条例	22
○東海市協働指針 とうかい協働ルールブック 2026 の策定経過	24

第一部 協働の基本的な考え方

1 背景

(1) 協働が求められる社会的背景

○ 地方分権の時代

地方分権により、地方公共団体は、自己決定と自己責任の原則により、住民の多様なニーズに対し、責任をもって住民サービスを選択し、提供することが求められています。また、地域社会の主役である住民の意思に基づく「住民自治」の視点から、住民による自己決定と自己責任の原則により、責任あるまちづくりへの市民参加と参画を進めることが、今求められています。

今後は、個性を活かし自立した地方をつくるために、まちの特色と独自性を活かしながら、地域ぐるみで協働し、地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らして地域に活力をもたらし、住民自治の拡充を図る必要があります。

○ 全国的な人口減少と少子化・高齢化の時代進行

少子・高齢化社会がもたらす社会の仕組みの人口減少や少子化・高齢化の進行による人口・世帯構造の変化は、介護における人的、経済的な課題や次世代の負担の増加、労働力低下や社会保障などに係る費用の増大など、社会全体に大きな影響を与えるとともに、私たちが生活する町内会・自治会、コミュニティなどの地域社会においても、その運営等に影響を及ぼすものと考えられます。における担い手不足など、暮らしのさまざまな場面に影響をもたらしつつあります。

活力ある地域社会を維持していくためには、高齢者が健康で生きがいを持って日常生活を送ることができ、まちづくりへの重要な担い手となるよう、高齢化社会人口減少と少子化・高齢化に対応した社会の仕組みづくりが必要です。

○ 多様化の時代

福祉、環境、コミュニティの活性化、社会教育、まちづくりなど様々な分野で市民のニーズが多様化しており、複雑で多様な地域課題等などに行政だけで対応することは、難しくなっています困難なケースが増えています。

○ 地域力の時代

~~市民のまちづくりへの参画意識の高まりやボランティア活動、市民活動など社会貢献活動の拡大が見られる中で地縁団体組織町内会・自治会、コミュニティや自由な発想で活動するNPO・市民活動団体が新たな市民サービスの担い手として注目期待~~されています。

また、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する課題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められます。

これからは引き続き、「地域のことは、地域で」という考え方に立って、地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう市と市民が共にまちづくりを進める必要があります。

そのためには、「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」の原則に基づいて、自主自立のための地域力を向上させていくことが求められています。

○ 公共私の連携の時代

地域社会を取り巻く環境は、様々な課題や資源の制約などにより、今後ますます厳しい状況となっていくことが予想されます。

人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、NPO、ボランティアグループ・任意団体などの市民活動団体、コミュニティ、町内会・自治会、社会福祉協議会などの公益性の高い民間団体、企業及び大学、行政などの地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていくことが重要となってきます。

~~(2-2)~~ 本市の取り組み

市民の自主性と自立性が十分発揮され、地域に根ざした地方分権型のまちづくりの仕組みをつくるため、平成13年度 (2001年度) に市民参画推進室を設置し、市民で構成する市民参画推進委員会により、~~まちづくり指標の作成、まちづくり基本条例の検討を行ってきました。~~行い市のまちづくりの基本事項を定め

る最も基本となる条例である「東海市まちづくり基本条例」を平成15年(2003年)12月に施行しました。

本条例においては、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めています。

——「元気あふれる快適都市」をテーマとして、平成16年度からの第5次総合計画において、「協働・共創によるまちづくり」を進めています。

「協働・共創によるまちづくり」とは、市民と市が、まちづくりの過程において、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携えて、相互に補完し、協力して、自分達のまちを「創る」ことを目指すことです。

○ まちづくり市民委員会

市民と市職員が話し合う場を設け、市民の意見を市政に反映することにより「市民と行政の協働・共創によるまちづくり」を推進することを設置目的としています。

まちづくり市民委員会の役割

- ① まちづくりの進み具合を確認・評価すること
- ② まちづくりに関する提言・提案をすること
- ③ 市民活動の推進に関する啓発を行うこと
- ④ その他協働と共創によるまちづくりの推進に必要な事項を調査等すること

○ 「生活課題」・「まちづくり指標」とは？

第5次総合計画の特徴は、政策マーケティングと呼ばれる市民ニーズ調査で、東海市民の多くが解決や改善を望んでいる課題(38の生活課題)を明らかにしたことです。そして、その生活課題の解決、改善の進み具合を毎年、数値で確認できるようにするために、99の「まちづくり指標」を設定しました。指標は「基準値・現状値・めざそう値」で示しています。

これらのまちづくり指標は、「市政の通信簿」といえるもので、この数値の変化をみれば、38の生活課題の解決、改善において市の行政がどれだけの成果をあげているかが一目瞭然になります。

しかし、生活課題の解決、改善のためには、行政だけでなく、個人・家庭、町内会・

コミュニティ、NPO・市民団体、企業など、民間のさまざまな主体の努力も不可欠です。「まちづくり指標」に付けられた役割分担値は、それぞれの主体に期待されている役割の重さを数値で示すもので、行政と地縁組織やNPOとの協働のための道具としても有益です。

○ まちづくり活動支援事業(平成15年度から)

まちづくり活動団体の公益的な活動を支援し、健全な発展を図るため、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対し、助成金・補助金を交付する事業です。

○ 地域まちづくりネットワーク事業(平成15年度(2003年度)から)

行政と地域住民が地域の課題の把握に努めながら現地・現場主義により市民生活に密着した市民サービスを提供する事業です。市内12か所の市民館などの公共施設に市担当職員が定期的に訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、各地域にあったまちづくりのコーディネーターとして地域活動の支援をしています。

○ 東海市立市民活動センターの開設(平成18年(2006年)4月1日開設)

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設です。

○ 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」(平成18年(2006年)10月18日策定)

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成しました。

なお、協働の当事者をボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動法人(NPO法人格取得団体)及び地縁団体(コミュニティ、町内会・自治会な

ど)として捉えていました。

○ まちづくり協働推進事業の実施(平成19年度(2007年度)から)

地域課題を解決し、東海市総合計画などで示す目指すまちの姿を実現させるため、市民活動団体などのNPOから提案事業を公募し、市と協働により行う事業です。

なお、平成15年度(2003年度)から平成18年度(2006年度)までは、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対して市から助成金・補助金を交付する、まちづくり活動支援事業を実施していました。

3-2 本ルールブックの役割

(1) 当事者

本ルールブックにおける当事者は、東海市に関わる全ての主体です。

具体的には、NPO(特定非営利活動法人)、ボランティアグループ・任意団体などの市民活動団体、地縁団体(コミュニティ、町内会・自治会など)、社会福祉協議会などの公益性の高い民間団体、企業、大学及び行政などであり、最大限広く捉え、「多様な主体」と表現します。

なお、原則として行政は「多様な主体」に含まれますが、文章全体の趣旨や記載内容などから、他の主体と分けて記載することがあります。

【例:「行政は、多様な主体と協働する」や「多様な主体と行政」など】

(2) (1)目的

今後も、「官から民へ」への流れの中で、ますます公共サービスを~~NPO~~
~~○行政以外の多様な主体~~が担う局面が増加していきます。

そのなかで、公的資金にかかわるアカウンタビリティ(説明責任)を果たすと同時に、~~NPOの行政以外の多様な主体がそれぞれの~~長所がを発揮できるような自律性を保障することは簡単なことではありません。

本ルールブックは、多様な主体~~NPO~~と行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる

効果的な協働を実現するものです。

また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(3) ~~(2)~~ 性格

~~このルールは、NPOや行政が~~本ルールブックは、行政を含む多様な主体が法的な責任を負うものではありません。NPOと行政が多様な主体と行政が協働を進めていくうえで、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります。

また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(4) ~~(3)~~ 活用方法

~~このルールは~~本ルールブックは、今後、NPOと行政多様な主体間が協働を進める場合のよりどころとなるものです。お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違ったりした場合にも、原点に立ち戻することで、率直な意見交換のなかで合意を形成することができます。

~~この本~~ルールブックは「完成して終わり」というものではありません。「このルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか」「NPO多様な主体と行政が対話をしていくうえで、有効な“道具”としてどう使えるか」といったことを、中心として考えていくものです。

(5) ~~(4)~~ 検証

今後引き続き、このルール本ルールブックの内容に沿って、定期的に、NPO多様な主体と行政の協働事業についてを中心として、検証する場を設けることが求められます。

(6) ~~(5)~~ 改訂

このルールブックは、NPO多様な主体と行政が定期的な協議や検討による改善を加え、NPO多様な主体と行政で育てていくべきものです。

頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、NPO多様な主体又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

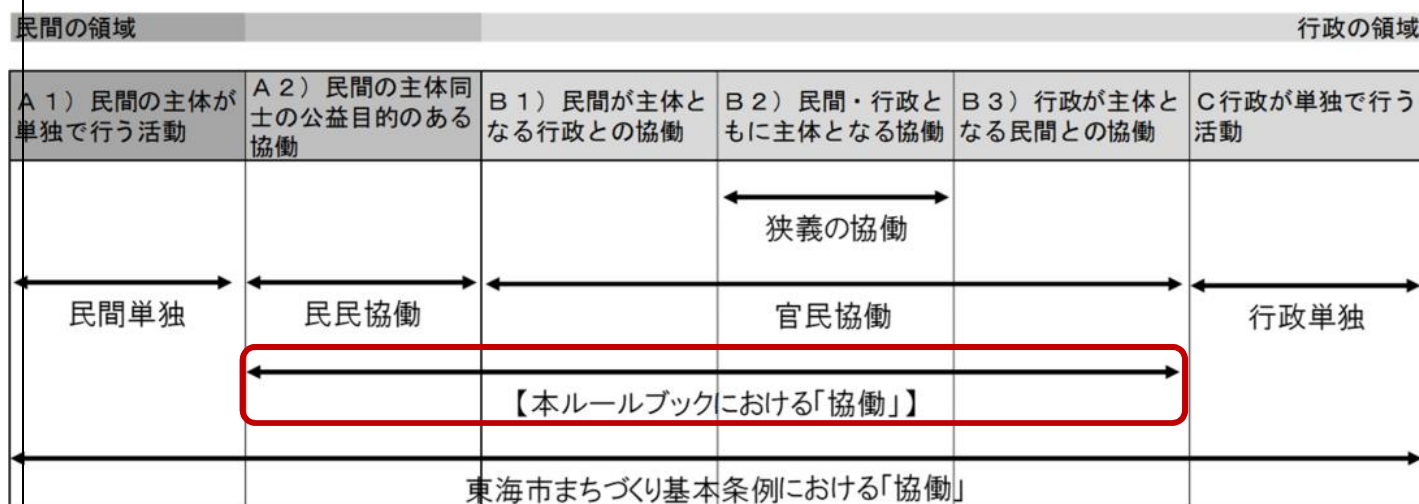
2-3— 協働とは

(1) 協働の定義

本ルールブックでは、広義には「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、社会地域課題の解決のために一緒に取り組むこと」と捉えています。

対象となる「地域課題」については、「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動となりますが、「私益」「共益」「公益」を明確に区分することはできず、また、公益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化することから、「公益性が意識されている地域課題の解決に向けた多様な主体同士の取組み」も協働と考えています。

【協働領域のイメージ】



※「民間」とは、行政以外の多様な主体です

(2) (1) 協働の意義

自分たちで「やれることはやる」「出せるものは出し合う」「責任を持って決める」といった精神で、東海市という地域社会を構成する多様な主体 (~~NPO⁺や企業、~~

⁺—NPO: NPOとは、Non-profit Organizationの略で、「民間非営利団体」などと訳されます。「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益を構成員間で分

~~学校、行政など~~が協力し、めざそうとする東海市のまちの姿²を具体的に描き出していくことが求められています。

○ 自立型地域社会の構築

~~NPOも行政も~~多様な主体が、「この地域社会を住み良いものに」という方向性を共有し、一緒に課題解決に取り組むことで、双方が自治意識や主体的なまちづくりへの意識を高めることができます。また、多くの市民が市民活動に参加することにより、地域における自主的・自立的な社会的課題解決能力が高まり、地域力が培われます。

○ 多様化する市民ニーズへの対応

~~NPOと行政が~~多様な主体が、協働することにより、新たな課題や個性化複雑化・多様化した市民ニーズへの対応が期待できます。

○ 公共サービスの質の向上

~~NPOと行政が~~多様な主体が、相互の資源（人材・財源・情報）を効果的に活用することにより、質の高い公共サービスが市民に提供できます。

○ NPOと行政協働を通じた意識改革

多様な主体が、互いにノウハウや事業手法などを学びあうことは、それぞれの意識改革につながります。

(3) 協働の形態

時限的な事業単位で捉えられることがほとんどです。一般的に考えられる形態としては、委託・補助・共催・コンソーシアム方式（共同事業体型）・実行委員会参加・後援・協力などがあります。

事業実施に至るまでの発案や事業実施の体制等の協働の形態については、

~~配しないという意味です。~~

²~~東海市では既に、市民が「この課題に取り組む優先順位が高い」と捉えている。38の生活課題が明らかになっています。~~

また、NPOからの発案行政以外の多様な主体間によるものや、と多様な主体と行政からの発案によるもの、と、双方の発案行政を含む複数の多様な主体間によるものなど事業成立が考えられます。

形態によって、分担の仕方や責任の比重はさまざまです。お金・知恵・実施・決定・場所・時間・人材などについて、どこの部分をどちらの主体がどの程度担うのかはケースバイケースであり、事業ごとに事前協議をする必要があります。

協働の形態のなかから、委託と補助について具体的に紹介します。

○ 委託

一般的には、行政がNPO多様な主体の特性を活用して、業務を委託するパターンが想定されます。この場合、実施主体は行政のため、実施責任、成果の帰属は行政にあります。委託を受けたNPO多様な主体は、契約書や仕様書などに定められた業務の履行義務を負うことになります。

【注意すること】

- ・コスト軽減のみを委託目的にしない
- ・委託先を下請け業者とみなさない

○ 補助

一般的には、行政がNPO多様な主体が行う事業について、その資金の一部を公費で支出するパターンが想定されます。この場合、事業の実施主体は、補助を受けるNPO多様な主体であり、事業の実施責任や成果の帰属は、補助を受けたNPO多様な主体にあります。

【注意すること】

- ・事業の透明性を高める
- ・同一事業等への長期間にわたる補助は避ける

(4) ~~(5)~~ 支援と協働の違い

NPO多様な主体が成長するための議論と、NPO多様な主体と行政と一緒に事業に取り組むための議論は区別して捉えることが、大切です。

この本ルールブックは、団体多様な主体を支援するための基本方針ではなく、より効果的にNPO多様な主体と行政などが協働に取り組むための基本方針であることを注意する必要があります。

(5) 協働と連携と協力の違い

「協働」と似た言葉に「連携」と「協力」があります。

多様な主体のそれぞれの視点や組織文化等によって、言葉の意味の捉え方や使い方が異なります。「協働」と「連携」と「協力」の言葉について、一般的に考えられる言葉の意味合いの違いは次のとおりです。

なお、本ルールブックは、多様な主体間が「協働」を進める場合のよりどころとなるものですが、連携や協力など、多様な主体間が関係性を持つこと自体を好意的に考えています。

【協働と連携と協力の言葉の意味合い】

<u>言葉</u>	<u>主体性</u>	<u>関係性</u>	<u>(行動の)一体性</u>	<u>イメージ</u>
<u>協働</u>	<u>対等</u>	<u>深い</u>	<u>一緒に取り組む</u>	<u>肩を組んで共に歩く</u>
<u>連携</u>	<u>各自が独立</u>	<u>中程度</u>	<u>部分的に合わせる</u>	<u>情報共有しながら並走</u>
<u>協力</u>	<u>一方的</u>	<u>浅い</u>	<u>ない又は少ない</u>	<u>手伝う</u>

※本ルールブックでの「協働」の定義

地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと

第二部 協働を進めるにあたって

協働を進める大前提として、NPO多様な主体と行政のそれぞれが、組織として、お互い自律的に心がけたいことがあります。

1 行政が心がけること

行政は、効率性・効果性の観点から、協働の効果が最大限に発揮できるように既存制度や慣行を見直し、民間活力が活きるための方策を考えることが求められています。

- 行政は、公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握するように努める（顧客志向）
- 行政は、直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率性を考え、不断に見直すように努める（直営業務の見直し）
- 行政は、NPO多様な主体への事業委託にあたっては、事業の成果目標を明確にし、行政の関与を限りなく少なくし、まとまりのある業務を委託し、NPO多様な主体が創意工夫を発揮しやすいようにする（官から民へ）
- 行政は、官民双方が実施している公共サービスについては、バウチャー制度や市場化テストなど競争のなかで双方のサービスの質が高まるようなしくみを検討するように努める（官民競争）
- 行政は、社会におけるNPO多様な主体の社会における役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める（NPO多様な主体の理解）
- 行政は、それぞれの地縁団体の意思や自主性を尊重し、地縁組織団体に対して過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりしないように努める（自主性の尊重）
- 行政は、NPO多様な主体が既に創出あるいは提供しているサービスや事業・行事がある場合は、極力、その活性や発展を妨げないよう連携・協議に努める（民業補完）
- 行政は、公の施設の利用規制について、有償で活動する非営利団体の

存在を考慮して見直すように努める（公の施設利用ルールの見直し）

- 行政は、地域や~~NPO~~多様な主体への補助金が成果をあげるよう、配分方法の工夫や改善するように努める（補助金ルールの見直し）
- 行政は、契約に係る事務について、時代変遷や協働相手の多様化に伴い、その意義や必要性が低下している部分については、簡素効率や改善を図るように努める（事務の簡素化）
- 行政は、地域課題に取り組む際に、各部局同士が分野ごとに分断されぬよう、連携と協議をするように努める（縦割りの解消）
- 行政は、情報を必要としている受益者（サービス利用者など）に、最も効果的に届けられるよう、部局横断的で一体的な情報発信に努める（情報発信）

2 行政以外の多様な主体~~NPO~~が心がけること

行政以外の~~NPO~~多様な主体は、自律性の確立や経営能力の向上など、絶えず自らの活動を振り返り、改善していくことが求められています。

- NPO多様な主体は、自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める（実務的体制）
- NPO多様な主体は、事業の目的を達成できるよう、実務遂行能力の向上や人材育成に努める（実務遂行能力の向上）
- 地縁組織団体、大学及び企業を除く~~NPO~~多様な主体は、自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める（専門性）
- NPO多様な主体は、自ら活動資金の調達方法を工夫し、財源を開拓するように努める（財源の多様化）
- NPO多様な主体は、独善的にならぬよう、自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、自ら振り返る力を身につけるように努める（自己評価）
- NPO多様な主体は、自らの理念や主張が市民全員の意見を代表し得ないことを自覚し、他者の共感をより広げていくように努める（支持と共感）

- 地縁組織団体は、時代やニーズに即した役割の変化について、その必要性を認識し、活動を進めるように努める(変化への対応)
- 地縁組織団体は、自主性や自立性を育てられるような意思決定のしくみや役員体制を心がける(自主的統治)
- NPO多様な主体は、行政独自の契約におけるルール-があることを認識し、理解を深めるように努める(行政ルールの理解)

第三部 協働を進めるための3つの原則（理念）

1 成果志向

協働で大切なことは、一緒に取り組むことで事業の有効性が高まることです。

協働の形態は、行政以外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体間によるものなどが考えられますが、これらを総じて「多様な主体間」と記載します。

- NPOと行政多様な主体間は、利用者や住民のニーズを十分に把握するように努める（住民ニーズの把握）
- NPOと行政多様な主体間は、事業の成果目標や達成期限を明確に設定し、その達成に向けて努力する（成果目標の設定）
- NPOと行政多様な主体間は「何のために一緒に取り組むのか」といった協働する目的を共有し、常に原点に立ち戻り、相互確認するように努める（協働の目的の共有）
- NPOと行政多様な主体間は、地域社会での「全体最適-」として、公共サービスの質が高まり、社会的コストが適切になるような役割分担と意識を持つように努める（全体最適）
- NPOと行政多様な主体間は、お互いが持っている良さや得意な部分（人手、アイデア、事務能力、時間、お金など）を出し合って、速やかに成果が出せるように努める（資源の持ち寄り）

■望ましくないこと:

協働を自己目的化すること、手続き至上主義、プロセス重視

2 自立・相互理解

NPOと行政多様な主体間がそれぞれの自主性や自立性を尊重しあうことが大切です。「違って当然」「違うからこそ一緒に行く」という認識を持つ必要があります。

- NPOと行政多様な主体間は、お互い自律的に責任意識を持ち、取り組むように努める（責任意識）
- 多様な主体間は、一方的に相手に要望したり、任せたりせず、上下・主従なく対等に取り組むように努める(対等の関係)
- NPOと行政多様な主体間は、組織のしくみや行動様式が異なり、それぞれの価値観には高低・優劣の差がないことを認識し、お互い理解を深めるように努める（相互理解）
- NPOと行政多様な主体間は、お互いの長けているところを認め合い、学びあうように努める（学び合い）
- NPOと行政多様な主体間は、お互いの組織が持っている使命や理念を尊重するように努める（価値の尊重）

■望ましくないこと:

もたれあい、常識の絶対化、軽視、先入観

3 透明性・説明責任

NPOと行政多様な主体間は、地域社会や市民に対する責任として、協働について、より広くわかりやすく発信するように情報の「質」を意識することが必要です。

- NPOと行政多様な主体間は、お互いの責任を明確にし、その認識を共有するように努める（責任の明確化）
- NPOと行政多様な主体間は、お互い守秘義務を負い、個人情報や著作権の保護などに配慮するように努める（守秘義務）
- 行政は、自らの事業実施に係る基本的もしくは具体的な情報を開示し、よりよい協働を可能とする情報提供に努める（情報提供）
- NPO-行政以外の多様な主体は、協働事業で「公の資金」を使った場

合、使途の合理性や透明性を確保するように努める（公金使途の説明）

■望ましくないこと:

馴れ合い、密室協議、責任転嫁、責任回避

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

協働を実践するうえでは、環境整備、企画立案、実施、評価という4つのステップがあります。

1 環境整備

協働の実施にさきがけ、NPOと行政多様な主体間は、最大の効果を出す協働が行えるよう、それぞれが互いに実施体制を整える必要があります。

- 行政は、NPO多様な主体と協働する意義を市全体に徹底させ、課や職員によって認識に差が出ないように努める（基本方針）
- 行政は、適切な協働相手を選べるよう、日頃から活動情報や実績を蓄積共有するように努める（協働の相手探し）
- NPOと行政多様な主体間は、協働にまつわる課題や実施可能性について議論できるよう、協議の機会を積極的に設けるように努める（協議の機会）

2 企画立案

NPOと行政多様な主体間は、協働にあたっては、十分に企画立案段階で協議を深めることが重要です。

- 行政は、企画立案に際して、可能な限りお互いの協議の場をもち、NPO多様な主体からの創造的かつ前向きな改善や変更の機会を保障できるように努める（創意工夫の誘発）
- 行政は、協働における経費を検討する際、内部のルールや事情のみで決めたり、ボランティアに提供される資源にばかり頼ろうとすることなく、十分NPO多様な主体と協議をするように努める（適切な経費負担）
- 行政は、NPO多様な主体における人件費や管理コストの必要性を十分認

識し、適切に契約額を積算するように努める(人件費管理費の積算)

3 実施

NPOと行政多様な主体間は、企画立案での協議結果を踏まえつつ、実施段階においても、丁寧に議論を心がけていくことが重要です。

- NPOと行政多様な主体間は、事業方針及び意思決定や進行管理などの方法について、あらかじめ合意をしたうえで、実施にかかるように努める（事前合意）
- NPOと行政多様な主体間は、お互い情報の抱え込みや勝手な期待（思い込み）による判断を避け、早めに、報告・連絡・相談をするように努める（ほう・れん・そう）
- NPOと行政多様な主体間は、どちらかだけが主張や意見をすることなく、自分たちにしか通じない用語の使用を避け、活発に議論を行い、意思疎通を図るように努める（コミュニケーション）
- 行政は、NPO多様な主体の活動スタイルなどを認識し、一律に既存のルールや枠組みに当てはめて捉えないように努める（新しい価値創造）
- 行政は、NPO多様な主体の事業アイデアや企画構想が自己努力のなかで独自に蓄積されてきた知的資源として、相応の価値を持つことを認識するように努める（知的資源の対価性）
- 行政は、NPO多様な主体から提供される知的財産（プロセスで出される工夫やアイデアを含む）の帰属について、十分話し合い、その後のNPO多様な主体の創意工夫への意欲が一層促進されるように努める（著作権や成果物の帰属）
- NPO行政以外の多様な主体は、公金を使う場合、社会や市民に対し、相応の責任が発生していることを認識するように努める（公金使用の自覚）

4 評価

NPOと行政多様な主体間は、一緒に取り組むことで事業の有効性・透明性を高め、協働を効果的にするため評価・検証することが必要です。

- NPOと行政多様な主体間は、合意により設定した成果目標を達成できたかどうか、数値（指標）など具体的な形で成果を確認するように努める（成果達成の確認）
 - NPOと行政多様な主体間は、協働の経験をふまえて、お互いの関係性、役割分担や問題発生時の対応などに関する課題を明らかにするように努める（課題の確認）
 - NPOと行政多様な主体間は、事業成果や関係性の評価・検証の結果に基づき、改善点を明らかにし、次の取り組みに活かすように努める（課題や改善点のフィードバック）
-

○東海市まちづくり基本条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 43 号

東海市まちづくり基本条例をここに公布する。

東海市まちづくり基本条例

東海市は、知多半島の西北端に位置し、比較的温暖な気候に恵まれ、名古屋南部臨海工業地帯の一画を担いながら知多地区の拠点都市としての役割を果たしており、元気あふれるまちを目指す、輝かしい未来を持つまちです。

私たちは、この東海市を、市民ニーズの多様化、産業構造の変化、地方行政の役割変化などに対応しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会として実現することを共通の願いとして持っています。加えて、次世代に責任あるバトンタッチを果たすことも市民の大切な責務であると考えています。

新世紀にふさわしいまちづくりは、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に生かし、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることを基本とします。

このような認識の下に、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働・共創によるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることをいう。

(基本理念)

第 3 条 本市のまちづくりは、協働・共創を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

- (2) 快適に暮らせるまちづくり
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり
- (4) ふれあいのあるまちづくり
- (5) 活力のあるまちづくり

(市民の権利)

第 4 条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、第 3 条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働・共創によるまちづくりを進めなければならない。

3 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第 7 条 市長は、市が保有する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働・共創によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(総合的な市政の推進)

第 8 条 市は、市民のニーズに的確にこたえ、まちづくりの基本理念に沿って、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(総合計画等)

第 9 条 市は、まちづくりの基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画を、総合計画に即して策定するものとする。

(情報の共有、公開及び提供)

第 10 条 市は、保有する情報を市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、取り扱わなければならない。

2 市は、保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第 12 条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めなければならない。

(説明責任)

第 13 条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(行政評価)

第 14 条 市は、行政課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第 15 条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第 16 条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(市外の人々との交流)

第 17 条 市は、市外の人々に情報を発信し、及び市外の人々から情報を収集することにより交流を深め、市外の人々の知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 18 条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第 19 条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関する制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○東海市市民参画条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 44 号

東海市市民参画条例をここに公布する。

東海市市民参画条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民参画」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で市政に参画することをいう。

(基本理念)

第 3 条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参画し、協働・共創により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念とし、行われるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市民参画の基本理念にのっとり、積極的に市政に参画するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第 5 条 市長は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

2 市長は、市民参画の機会の拡大のための具体的な措置を講じなければならない。

3 市長は、市民から幅広く意見や提案を求める制度を充実させ、市民の意思が反映された市政の運営に努めなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 市の執行機関は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。

(委員の公募)

第 7 条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する

場合は、公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に関する事項については、別に条例で定める。

(市民投票)

第8条 市長は、市民生活にかかわる重要な事項に関して、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今後記述

東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006の一部改訂について（案）

1 概要

多様な主体による協働の推進を図るにあたっての指針とするため及び本指針の改訂に関する規定等を踏まえ、一部改訂する。

2 一部改訂の方向性

(1) 原則

本指針は、NPO等（ボランティアグループ・任意団体及び地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会など））と行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任もてる効果的な協働を実現することを目的としており、現在においても不変的な要素が多くあることから、大幅な改訂は行わず、ポイントを絞った改訂を行う。

(2) 改訂のポイント

ア 多様な主体による協働の推進を念頭に置いた改訂

イ 時代の変化に伴う用語の改訂

ウ 本市の取り組み等の時点変化に伴う改訂

3 改訂に関する規定（抜粋）

3 本ルールブックの役割

(5) 改訂

このルールブックは、NPOと行政が定期的な協議や検討による改善を加え、NPOと行政で育てていくべきものです。

頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、NPO又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

多様な主体による協働のあり方 (案)

東海市協働推進体制づくり検討委員会

令和8年(2026年)●月作成

目次

はじめに.....	3
1 世界・国・愛知県及び東海市における「協働」の動向.....	4
(1) 世界における「協働」の動向	4
(2) 国における「協働」の動向	4
(3) 愛知県における「協働」の動向.....	5
(4) 東海市における「協働」の動向.....	5
2 本市におけるこれまでの主な「協働」の歩み	7
(1) 東海市まちづくり基本条例の制定	7
(2) 地域まちづくりネットワーク事業	7
(3) 東海市立市民活動センターの開設	7
(4) 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」	7
(5) まちづくり協働推進事業の実施	8
(6) 職員研修の実施	8
3 本あり方における協働のイメージ	9
4 本あり方の位置付け	10
5 数値や関係団体からの意見などを踏まえた本市の「協働」の現状.....	11
(1) 第6次総合計画の成果指標	11
(2) 第7次総合計画策定時の市民意識調査	12
(3) 第7次総合計画の施策における成果指標.....	14
(4) 関係機関・団体ワークショップなど	14
(5) その他.....	19
6 本市における「協働」の課題.....	20
(1) 市民活動の担い手の固定化と高齢化	20
(2) 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実	20
(3) 市民活動センターの機能充実	20
(4) 団体間のマッチング・コーディネート機能の充実.....	21
(5) 本市における更なる協働推進に向けた取組みの充実と組織風土の醸成	21

7	多様な主体による協働に向けたあり方・方向性.....	22
(1)	「協働」の目的.....	22
(2)	「将来のありたい姿」の抽出などから始める「協働」	23
(3)	協働のサイクル.....	23
(4)	あり方・方向性.....	24
(5)	あり方・方向性の推進における多様な主体に期待する役割.....	38
(6)	あり方・方向性の推進におけるロードマップ（イメージ）	38
8	検討経過	40
9	【別紙1】参考資料①.....	41
10	【別紙2】参考資料②.....	53

はじめに

東海市では、少子高齢化の進行による環境の変化、住民の価値観の多様化などに伴い、さまざまな地域課題や住民ニーズにきめ細かな行政サービスの提供が求められる中、平成15年（2003年）に「東海市まちづくり基本条例」、「東海市市民参画条例」を制定しました。

東海市まちづくり基本条例第3条では、「本市のまちづくりは、協働・共創を基本とする」旨を規定し、第7次総合計画（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度））においても、同条例に定めるまちづくりの基本理念に沿って「協働・共創によるまちづくり」を推進しています。

まちづくりの基本の1つとして「協働」を掲げる中、これまでの東海市における「協働」の取組は、主にNPO（特定非営利活動法人）、ボランティアグループ・任意団体及び地縁団体（コミュニティ、町内会・自治会など）を協働の当事者として捉えていました。

現在、全国的な人口減少や少子化・高齢化のさらなる進行、生活様式の多様化などにより、市民ニーズや地域課題は、以前に増して複雑化・高度化しています。

変化する社会情勢に的確に対応しながら、第7次総合計画で目指すまちづくりの実現に向けて、これからはNPOなどと行政のみではなく、大学や企業など、地域に関わりのある多様な団体が、新たな視点や考え方により、一層協力して取り組んでいく、多様な主体による協働の必要性が高まっています。

このような中、東海市協働推進体制づくり検討委員会では、東海市の「協働・共創によるまちづくり」を更に推進するための「多様な主体による協働のあり方」について、令和6年度（2024年度）と令和7年度（2025年度）にかけて検討を行い、提言をまとめました。

本書が、東海市における「多様な主体による協働」に向けた一助となり、更なる協働・共創によるまちづくりが推進されることを願っています。

1 世界・国・愛知県及び東海市における「協働」の動向

(1) 世界における「協働」の動向

SDGs (Sustainable Development Goals) 「持続可能な開発目標」は、平成 27 年度 (2015 年度) に国連総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを理念に令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。

本市における最上位の計画である第 7 次総合計画において、本計画の推進と SDGs における推進の考え方は、ともに地域課題の解決に資することにつながり、大きく関係していると位置付けている。

特に、SDGs の 17 の目標の「目標 11：住み続けられるまちづくりを」及び「目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう」という目標は、多様な主体同士が連携して地域課題、社会的課題を解決し、住みよいまちづくりをめざす「協働」の理念と一致する。

【SDGs の 17 の目標抜粋】



目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 国における「協働」の動向

令和 2 年 (2020 年) 6 月 26 日付けの地方制度調査会による「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」において「公共私連携」が明記されており、基本的な考え方として、多様な主体の参画による持続可能な地域社会の形成と地域社会を支える主体についての現状と課題が、公共私連携・協働の基盤構築として、連携・協働のプラットフォームの構築と民間人材と地方公務員の交流環境の整備が、共助の

担い手の活動基盤の強化として、地縁法人制度の再構築と人材・資金の確保などが挙げられている。

特に、公共私連携・協働の基盤構築としての連携・協働のプラットフォームの構築では、「多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される」と多様な主体の連携・協働に向けた具体的な役割が明記されている。

(3) 愛知県における「協働」の動向

愛知県では、平成16年（2004年）5月に、NPOと行政の協働に関するルールとして「あいち協働ルールブック2004～NPOと行政の協働促進に向けて～」を発行し、NPOと行政の協働を推進してきた。

ルールブックの発行から20年が経過しようとする中、NPOと行政だけではなく、大学や企業など、地域に関わりのある多様な団体が、新たな視点や考え方により、一層協力して取り組んでいく、多様な主体による協働の必要性を踏まえ、令和5年（2023年）3月に「あいち協働ガイド～多様な主体による社会課題解決に向けて～」を作成した。

(4) 東海市における「協働」の動向

第7次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、基本構想の推進にあたっては、市民との協働・共創や効率的で効果的な施策の展開により、まちづくりを進め、将来都市像の実現を目指すことを位置付けている。

また、将来都市像を「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」として定めており、『ともにつながり』の具体的な将来都市像イメージは、「協働」の理念と一致する。

第7次総合計画の施策10に「協働と尊重による地域社会づくりの推進」を掲

げており、施策の目標は、「まちづくりを担う多様な主体が、地域課題への対応や地域の魅力を生かしたまちづくりを進め、それぞれの個性や状況を理解し、連携・協働しながらともに暮らしています。」としている。

2 本市におけるこれまでの主な「協働」の歩み

(1) 東海市まちづくり基本条例の制定（平成15年（2003年）12月）

本市のまちづくりの基本事項を定める最も基本となる条例である東海市まちづくり基本条例を平成15年（2003年）12月に施行し、本条例において、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めている。

この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることと定義している。

(2) 地域まちづくりネットワーク事業（平成15年度（2003年度）から）

市内12か所の市民館などの公共施設に市担当職員が定期的に訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、各地域にあったまちづくりのコーディネーターとして地域活動の支援をしている。

(3) 東海市立市民活動センターの開設（平成18年（2006年）4月1日開設）

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設。

(4) 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」（平成18年（2006年）10月18日策定）

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いを守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成。

なお、協働の当事者をボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動法人（NPO法人格取得団体）及び地縁団体（コミュニティ、町内会・自治会など）

として捉えている。

(5) まちづくり協働推進事業の実施（平成１９年度（２００７年度）から）

地域課題を解決し、めざすまちの姿を実現させるため、行政及び市民活動団体などのＮＰＯから提案事業を公募し、ＮＰＯと市が協働をして行う事業である。

なお、平成１５年度（２００３年度）から平成１８年度（２００６年度）までは、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対して助成金・補助金を交付する、まちづくり活動支援事業を実施していた。

(6) 職員研修の実施（平成２７年度（２０１５年度）頃から令和５年度（２０２３年度）まで）

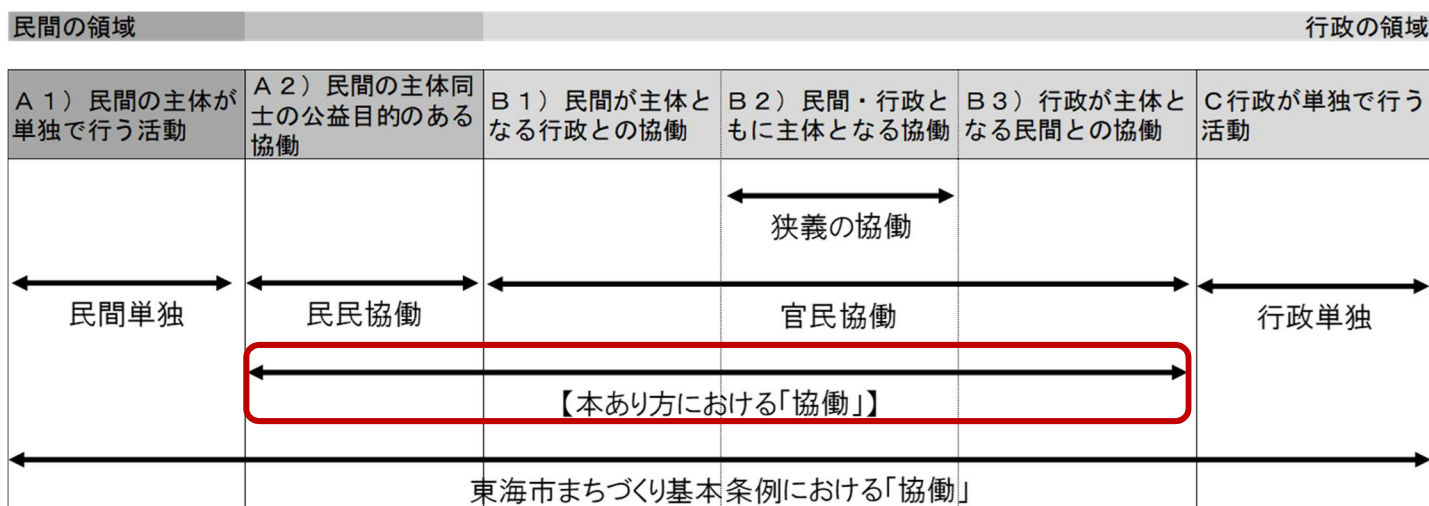
入庁３年目の職員を対象として実施し、ＮＰＯの現場での活動者の話を聞き、市民活動に関する基礎知識やまちづくりの取組みの事例を学ぶ職員研修を実施していた。

3 本あり方における協働のイメージ

「協働」の定義は、必ずしも明確にすることはできないが、活動の目的・効果に関する「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動を対象とする。

ただし、「私益」「共益」「公益」についても明確に区分することはできず、公益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化することから、公益性が意識されている活動も協働の対象とする。

なお、これまでの「協働」のイメージは、主にB 2) 民間・行政ともに主体となる協働の内、まちづくり協働推進事業であった。



※民間とは、行政以外の多様な主体を指す

イ 協働の形態

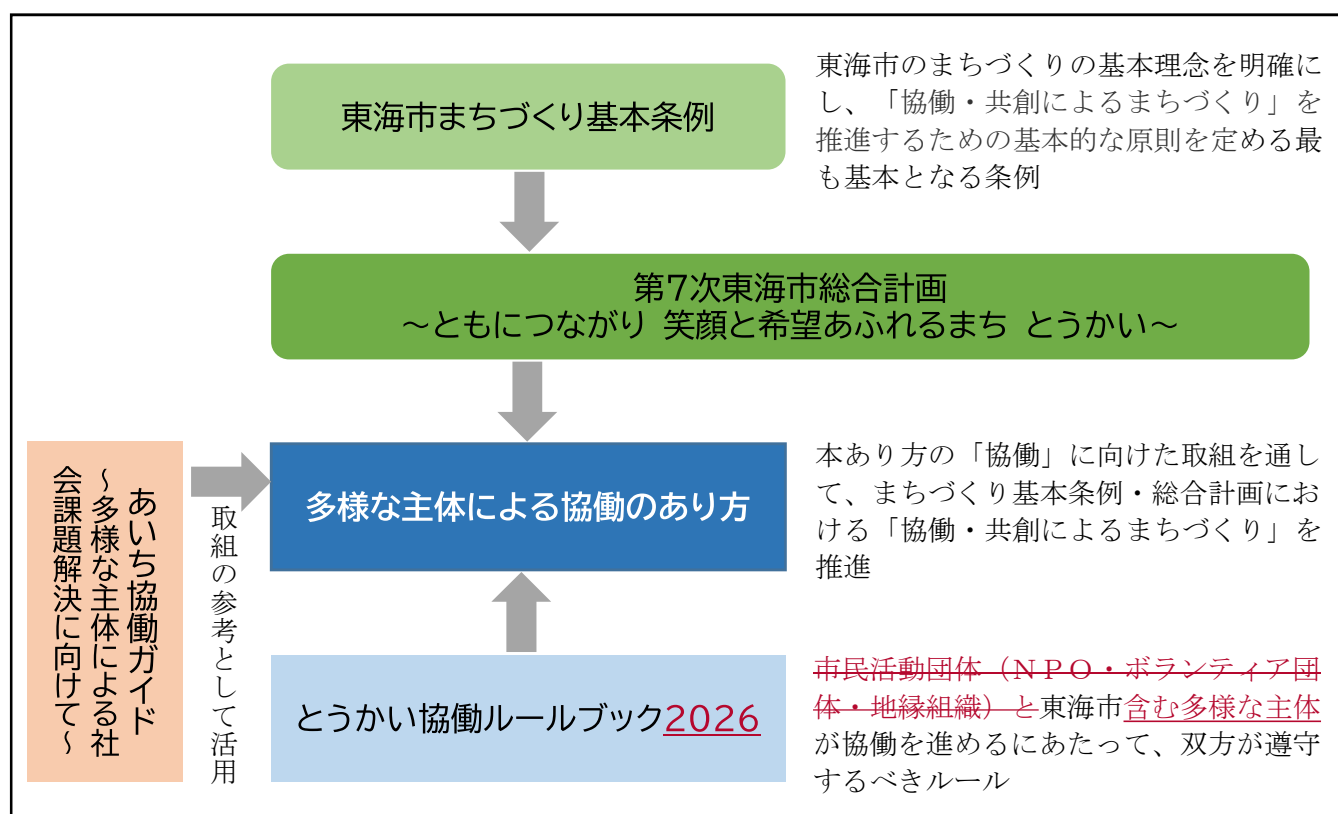
一般的に考えられる形態としては、委託（指定管理含む）、補助、実行委員会・協議会、共催、後援、事業協力、情報提供・意見交換などである。

4 本あり方の位置付け

東海市まちづくり基本条例で定める基本理念に沿って「協働・共創によるまちづくり」を推進する総合的かつ計画的な市政運営のための最も重要な計画である第7次東海市総合計画で目指すまちづくりの実現に向けて、これまでの市民活動団体と東海市による「協働」を深化させ、「多様な主体による協働」のまちづくりを推進するための「あり方」として位置付けるもの。

「多様な主体と東海市」や「多様な主体同士」が協働を進めるにあたっては、「とうかい協働ルールブック~~2006~~2026」で記載する双方が遵守すべきルールに基づき実施する。

また、「多様な主体による協働」に向けた具体的な取組は、「あいち協働ガイド～多様な主体による社会課題解決に向けて～」を参考として活用する。



5 数値や関係団体からの意見などを踏まえた本市の「協働」の現状

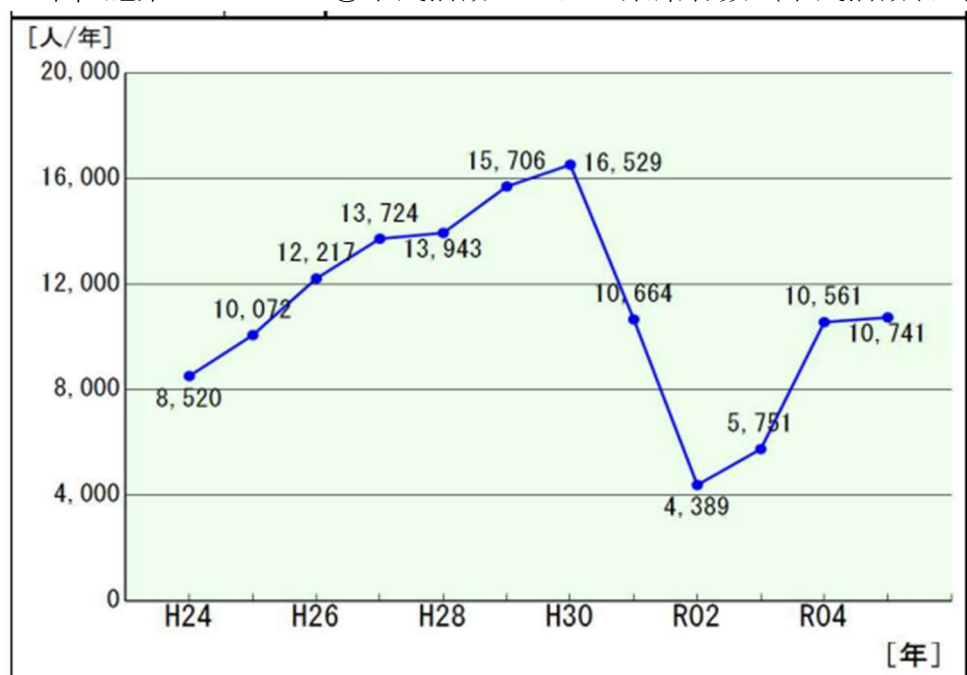
(1) 第6次総合計画の成果指標

ア 施策概要

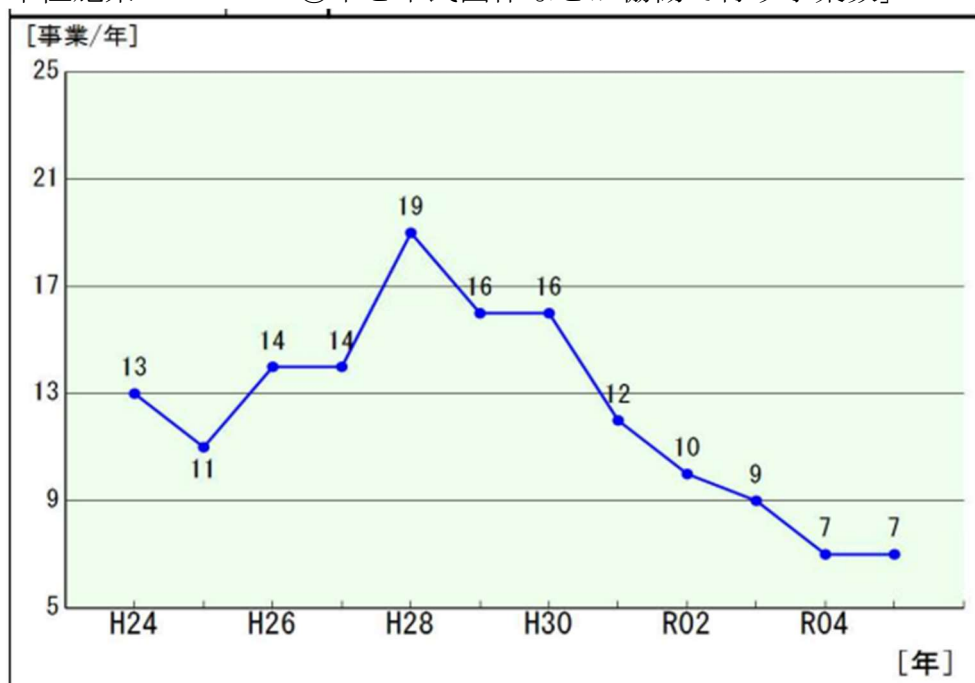
35 「地域が主役となって、まちづくりを進めている」

イ 成果指標の推移

(ア) 単位施策35-1 「③市民活動センター来館者数（市民活動目的）」



(イ) 単位施策35-3 「①市と市民団体などが協働で行う事業数」

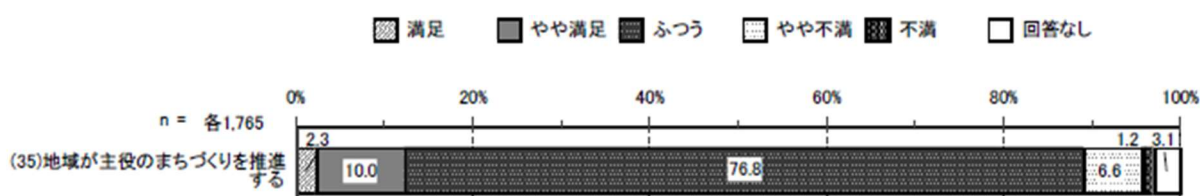


(2) 第7次総合計画策定時の市民意識調査（令和3年（2021年）10月実施）

ア 第6次総合計画における施策の満足度・今後の重要度について

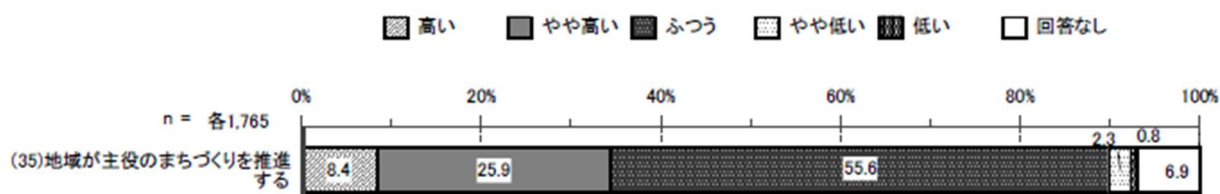
㊦ 満足度

全38施策中、満足度が高い（満足＋やや満足）は12.3%で第36位、満足度が低い（やや不満＋不満）は7.8%で第31位であった。

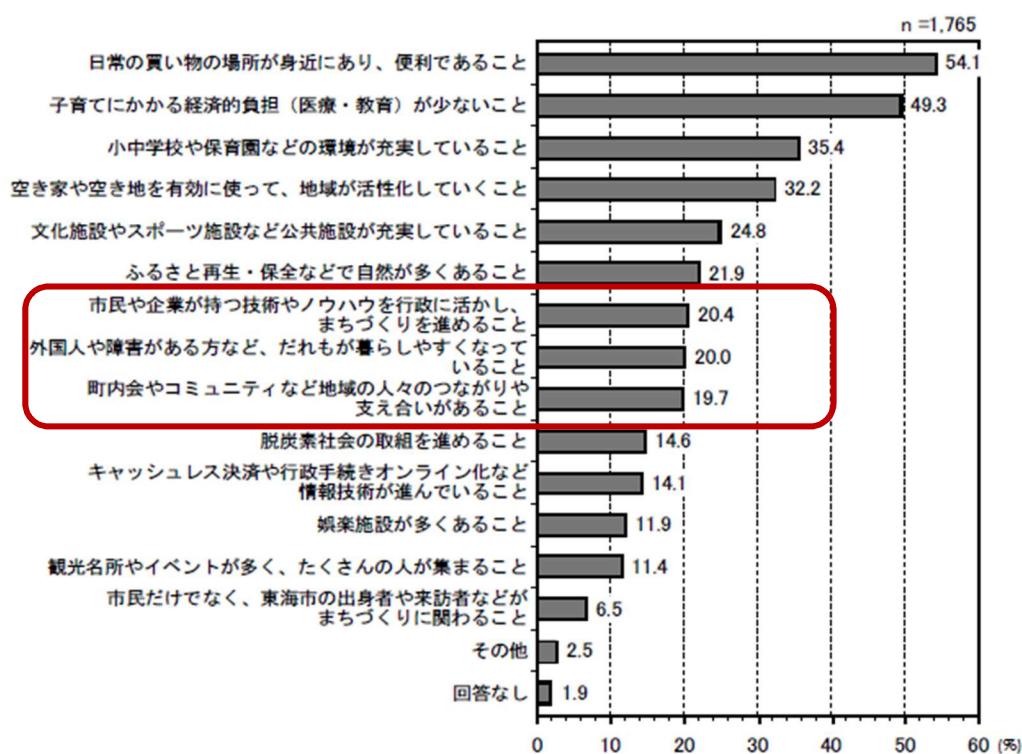


㊧ 今後の重要度

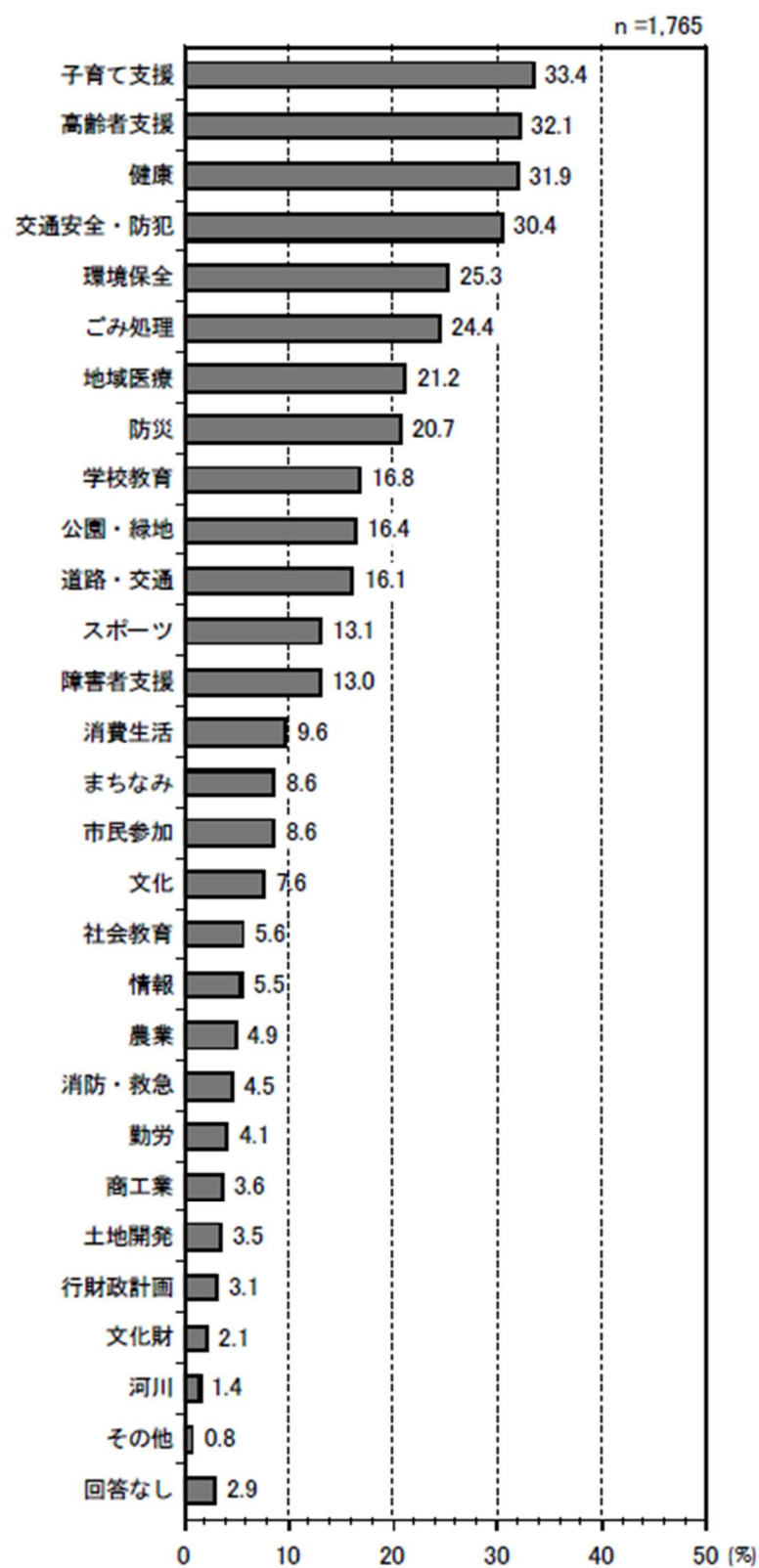
全38施策中、重要度が高い（高い＋やや高い）は34.3%で第37位、重要度が低い（やや低い＋低い）は3.1%で第10位であった。



イ 第6次総合計画における施策のほかに、特に大切だと思う施策



ウ 市民が行政と協力してまちづくりを進めることができると思う分野



(3) 第7次総合計画の施策における成果指標

ア 指標一覧

指標名	基準値(令和4年度)	めざそう値	
		5年後(令和10年度)	10年後(令和15年度)
⑫ 住んでいる地域が協働で地域課題の解決に取り組んでいると思う人の割合	35.3%	41.0%	46.6%
⑬ NPO・大学・企業との協働により実施している事業数	62事業/年	65事業/年	70事業/年

(4) 関係機関・団体ワークショップなど

ア とうかいK y o - D o (協働) キックオフミーティング

㍿ 実施概要

令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)において、計6回のワークショップを実施した。

㍿ 実施概要と参加者からの主な意見・キーワード

【第1回：私と協働とこれから～これからの協働まちづくりで大切にしたいこと～】

項目	内容
日時	令和6年10月16日(水) 午後2時～午後4時
目的	NPO・市民活動団体関係者、高校・大学関係者、企業関係者、コミュニティ、町内会・自治会等の地縁団体関係者、福祉関係団体関係者などの多様な主体による協働推進体制を整備するため、有識者による講演会をはじめ参加者同士の意見交換等の場を通じて、協働に関する共通認識を図るとともに、関係者の意見やニーズを収集する
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO・市民活動団体、企業や高校・大学関係者、社会福祉協議会の関係者、コミュニティ、町内会・自治会の関係者、その他、東海市の協働まちづくりに興味がある人
参加者数	41人
主な内容	▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ ミニレクチャー『協働まちづくりの可能性と課題』 ■講師：日本福祉大学国際学部特任教授 千頭 聡 氏 ▶ グループトーク PART① ■東海市の協働の現況や千頭先生のレクチャーについてのご意見やご感想などを気軽にしゃべり ▶ グループトーク PART② ■「これからの協働まちづくりで大切にしたいこと ～私

項目	内容
	と協働とこれから～」 ▶ まとめ・閉会
参加者からの 主な意見・ キーワード	▶ 多様な活動や考え方を知ることができた ▶ 協働とはなにか、協働の大切さを知ることができた ▶ 自分の活動の御用聞きと売り込みの違いと大切さを知ることができた ▶ 「つながり」をコーディネートすることを求める意見が多くあった ▶ 他団体等とのコラボレーション（協働）の方法がわからない ▶ 横のつながりを大事にしたい・様々な団体と交流できるとよい ▶ マッチングサイト等があるとうれしい

【第2回：NPO・市民活動団体と大学・高校等の協働を考えよう！】

項目	内容
日時	令和6年12月3日（火）午後4時～午後6時
目的	「NPO・市民活動団体」と「小中学校・高校・大学」における協働のあり方・課題等について、東海市の協働推進体制づくりのめざす姿・イメージを踏まえ共有し、マッチングや交流をする
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO や市民活動団体、小中学校・高校・大学関係者、学校等と既に連携した事業等を実施している企業、キックオフミーティング第1回の参加団体等
参加者数	27人
主な内容	▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ グループトーク PART① ■「①協働に取り組むための条件」や「②パートナーへの期待等（強み・配慮）」を検討 ▶ グループトーク PART② ■小中学校・高校・大学と市民活動団体等が協働を進める上で、「お互いに大切にしたいこと」について意見交換 ▶ まとめ・閉会
参加者からの 主な意見・ キーワード	<NPO・市民活動団体> ▶ 学校のニーズがわからないので具体的にもっと知る機会があると嬉しい ▶ 学生の思いや視点を大切に、地域課題を一緒に見つけ、共有しながら学び合いたい。 ▶ 組織や地域の高齢化が進行しており、若い世代との繋がりを築く必要がある <大学・高校等> ▶ ボランティア活動だけでなく、プレゼンテーションやインターンシップ、商品開発など幅広い活動の展開を期待 ▶ 若者が主体となって企画・運営を行う協働を重視 ▶ 地域住民や団体とどのように関係を築き、協働を進めれば良いのかが分からない

項目	内容
	<共通> ▶ 相手の立場も考えて自分の主張も伝える ▶ 学生、生徒にとって学びにつながることを提供して win-win ▶ 情報共有みえる化(窓口等の明確化、連携のシステム化)

【第3回：NPO・市民活動団体と企業の協働を考えよう！】

項目	内容
日時	令和7年1月17日(金) 午後2時～午後4時
目的	「NPO・市民活動団体」と「企業」における協働のあり方・課題等について、東海市の協働推進体制づくりのめざす姿・イメージを踏まえ共有し、マッチングや交流をする
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO・市民活動団体、企業関係者、キックオフミーティング第1回・第2回の参加団体等
参加者数	29人
主な内容	▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ グループトーク PART① ～これまでのこと～ ■ 協働経験がある人は、そのきっかけ、意義・効果、経験がない人は協働をしていない理由について意見交換 ▶ グループトーク PART② ～これからのこと～ ■ 企業と市民活動団体等が協働を進める上で、「お互いに大切にしたいこと」について意見交換 ▶ まとめ・閉会
参加者からの主な意見・キーワード	<NPO・市民活動団体> ▶ どなたに相談(依頼)していいかわからない。 ▶ 企業も社会貢献したいと思い、相手を探しているということが分かった <企業> ▶ 同じ民間企業の中に、利益だけでなく、まちづくりに貢献したいという思いを持った方が多いことに気づいた ▶ 協働することで、どちらかまたは両方の活動のスピードや規模、質が向上することを期待する <共通> ▶ お互いにとってプラスになるように、何を目的に協働すれば良いかわからない ▶ 企画の段階から話し合いが要 ▶ 協働の仕方が分からない団体・企業が多いと感じた ▶ 人や企業が社会参加したくても、どこに相談すべきかわからない点 ▶ 営利と非営利のズレによる協働の難しさについて学ぶことができた

(ウ) 実施内容及び参加者アンケート結果などの詳細

別紙1のとおり

イ 協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果

㍿ 実施概要

市民活動センターの全登録団体236団体に対して令和6年（2024年）9月2日から9月20日までの間にWEBアンケートを実施した。

㍿ 回答率

34.3%（回収件数81）

㍿ 主なアンケート項目の結果

a 問11 立ち上げ時・活動初期に苦労したことや課題だったこと

全体で「活動参加者の確保」が44.4%と最も高く、次いで「活動拠点となる場の確保」が37.0%、「活動資金の確保」が35.8%であった。

b 問12 活動を継続する上での課題

全体で「スタッフの定着・人員不足」が52.9%と最も高く、次いで「活動の周知・広報の徹底」が41.2%、「活動資金の確保・充実」が35.3%であった。

c 問13 他団体との協働・連携の現状や考え方

全体で「現在、他団体と協働・連携している」が53.1%と最も高く、次いで「他団体と協働・連携したことはないが、今後、他団体と協働・連携したい」が16.0%であった。また、過去、他団体と協働・連携していた（今後、協働・連携したい）は8.6%であった。

d 問18 市民活動センターに期待すること

全体で「印刷室の機材・備品の充実」が37.0%と最も高く、次いで「講座・イベント等の充実」が29.6%、「市民活動に関する情報発信の強化」が28.4%、「他団体等とのマッチング機会の提供」が23.5%であった。

e 問20 市民活動センターで受けたいアドバイス・相談

全体で「特にない」が43.2%と最も高く、次いで「寄付金や助成金など資金確保に関すること」が22.2%、「補助金・助成金などの企画書・申請書の書き方に関すること」が17.3%であった。

f 問23 東海市に期待する具体的な支援内容等

全体で「団体に対する経済的支援（補助金等）」が45.7%と最も高く、

次いで「団体が活動するために役立つ行政情報の提供」が38.3%、「他の市民活動団体や企業、大学、コミュニティ、町内会・自治会等との交流機会の充実」が34.6%であった。

(エ) 結果報告書

別紙2のとおり

ウ 職員アンケート

(ア) 実施概要

東海市協働推進体制づくり庁内検討会議委員16名及び直近5年度間でまちづくり協働推進事業を担当した関係課などの職員22名に対して、主にまちづくり協働推進事業に関するWEBアンケートを実施した。

(イ) 回答率

65.8%（回収件数25）

(ウ) 主なアンケート項目の結果

a まちづくり協働推進事業の制度上の問題点や課題、やりづらいと感じた点全体で「NPO、市民活動団体等の顔ぶれが変わらない」が67%と最も高く、次いで「事業実施中の工程（打合せ回数やふりかえりシートの作成等）が負担である」が38%であった。

b まちづくり協働推進事業を実施して「良かった点」

全体で「市民活動団体等とのつながりを築くことができた」が67%と最も高く、次いで「きめ細やかなサービスが提供できた」が33%であった。

c まちづくり協働推進事業を実施して「悪かった点」

(a) 新規団体が育っていないため、応募する団体が固定化している

(b) 同じ団体が継続して事業を行うにあたり、競争倫理が働かないため、事業内容がルーティン化しているように感じた

(c) 現状の改善や新しいことを行う場合の団体側からの提案がほとんどなく、市側任せになることが多かった

d 本市のまちづくりにおける「協働」の必要性・意義・効果等

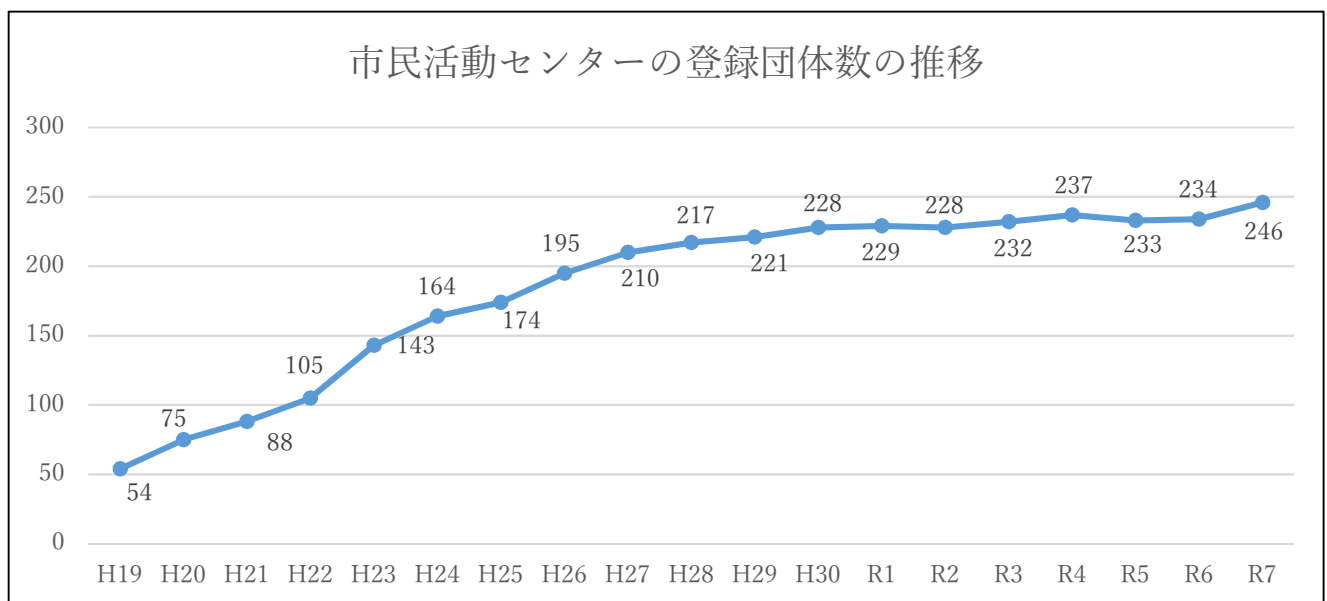
全体で「市民活動団体等の活性化を図ることができる」が68%と最も高く、次いで「市では対応が困難な地域課題に対応できる」が60%、「的確

に市民ニーズへ対応できる」が52%であった。

- e 本市のまちづくりにおける「協働」の問題点・課題・良くない点等
 - (a) 団体の発足や設立後の初動の支援(財政的に限らず、活動機会の提供など)、初期段階から団体が成長するために必要となる各セクションに適した支援の充実
 - (b) 「協働は市民協働課の仕事」という認識をしている職員が多数いるので、各課でも協働についての意識改革が必要である。
 - (c) 財政的に裕福な市なので行政でやれてしまうことが多く、民間や市民団体等を対等なパートナーとして協力して様々な課題解決にあたる事ができていないように思う。市民団体等の活躍の場や力をうまく引き出せていないような気がする。

(5) その他

ア 市民活動センター登録団体数の推移



- イ 町内会・自治会の加入世帯数（令和6年（2024年）4月1日時点）
23,750世帯（寮を除く）

6 本市における「協働」の課題

(1) 市民活動の担い手の固定化と高齢化

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、活動を継続する上での課題として、「スタッフの定着・人員不足」が最も多く挙げられており、また、事業の企画立案・運営を担っている方の年齢層は、「70歳代が中心」が最も多い。

職員アンケートでは、まちづくり協働推進事業の応募について、新規団体が育っていないため、応募団体が固定化しているとの意見がある。

(2) 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、立ち上げ時・活動初期に苦労したことや課題では、「活動参加者の確保」に次いで「活動拠点となる場の確保」、「活動資金の確保」の順で挙げられている。また、活動を継続する上での課題として、「スタッフの定着・人員不足」、「活動の周知・広報の徹底」、「活動資金の確保・充実」、「団体同士の連携・ネットワークの拡大」の順で挙げられている。

職員アンケートでは、団体の発足や設立後の初動の支援(財政的に限らず、機会の提供など)、初期段階から団体が成長するために必要となる各セクションに適した支援の充実を求める意見がある。

本市に期待する具体的な支援内容などとして、「団体に対する経済的支援(補助金等)」、「団体が活動するために役立つ行政情報の提供」、「他の市民活動団体や企業、大学、コミュニティ、町内会・自治会等との交流機会の充実」の順で挙げられている。

(3) 市民活動センターの機能充実

平成18年(2006年)に市民活動の拠点として開館した市民活動センターは、コロナ禍を経て令和5年度(2023年度)来館者数(市民活動目的)が約1万人を超えている。

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、市民活動センターに期待することとして、「印刷室の機材・備品の充実」、「講座・イベント等の充実」、「市民活動に関する情報発信の強化」の順で挙げられている。

また、市民活動センターで受けたいアドバイス・相談としては、「特にない」が最も多いものの、「寄付金や助成金など資金確保に関する事」、「補助金・助成金などの企画書・申請書の書き方に関する事」の順で挙げられている。

(4) 団体間のマッチング・コーディネート機能の充実

とうかいK y o - D o（協働）キックオフミーティングでは、「つながり」をコーディネートすることや横のつながりを大事にしたいとの意見及び情報共有・みえる化（窓口などの明確化、連携のシステム化）に関する意見があった。

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、さまざまな設問の回答において、「団体同士の連携・ネットワークの拡大」が挙げられており、本市に期待する具体的な支援内容などとしても3番目に「他の市民活動団体や企業、大学、コミュニティ、町内会・自治会等との交流機会の充実」が挙げられている。

(5) 本市における更なる協働推進に向けた取組みの充実と組織風土の醸成

本市と市民団体などが行うまちづくり協働推進事業は、平成28年度（2016年度）の19事業をピークに徐々に減少し、令和5年度（2023年度）は7事業となっている。また、ここ数年間は応募団体が固定化している状況もあり、事業内容なども代り映えしないように感じているという意見があった。

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、現在主に協働・連携している又は過去に主に協働・連携していた、又は今後主に協働・連携したい他団体として、「東海市」、「同じ分野の市民活動団体」の順で挙げられている。

また、職員アンケートでは、「協働は市民協働課の仕事」という認識をしている職員が多数おり、各課においても協働についての意識改革が必要であるとの意見がある。

7 多様な主体による協働に向けたあり方・方向性

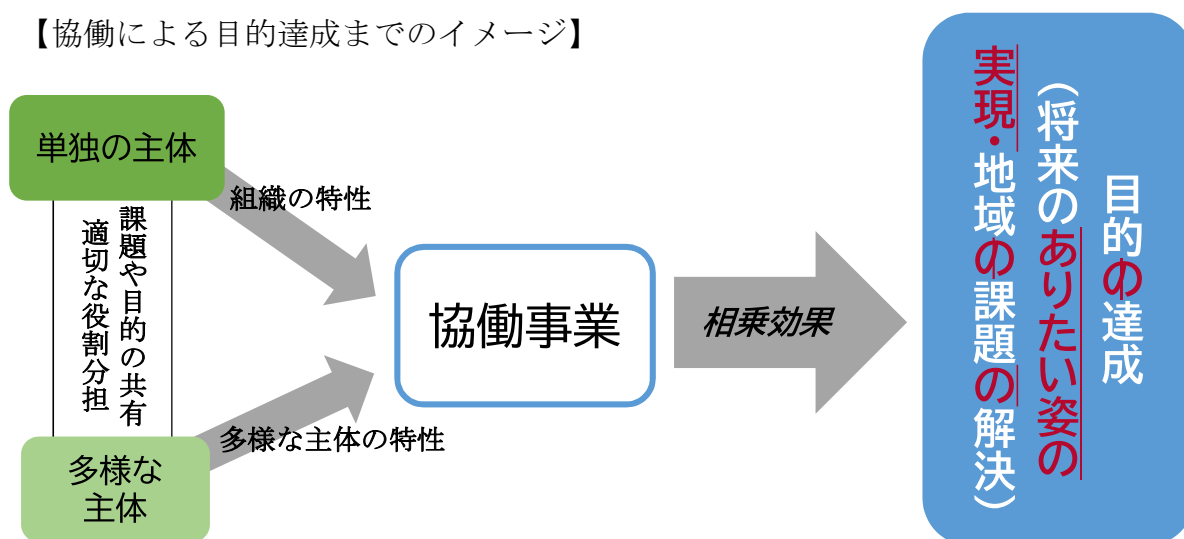
(1) 「協働」の目的

東海市では、「協働・共創によるまちづくり」を推進しているが、その目的は東海市まちづくり基本条例において、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」と規定されている。

本書は、「多様な主体による協働」を推進するためのあり方を提言するものではあるが、協働すること自体を目的とするものではなく、目的達成の手段として「協働」や「多様な主体による協働」を進めるものである。

単独の主体では達成できないありたい姿、対応できない市民ニーズや解決できない地域課題などについて、複数の主体が協働で取組むことにより、単独の主体による取組みに比べてさまざまなメリットが期待でき、加えて、自らの目的達成につなげることも期待できる。

【協働による目的達成までのイメージ】

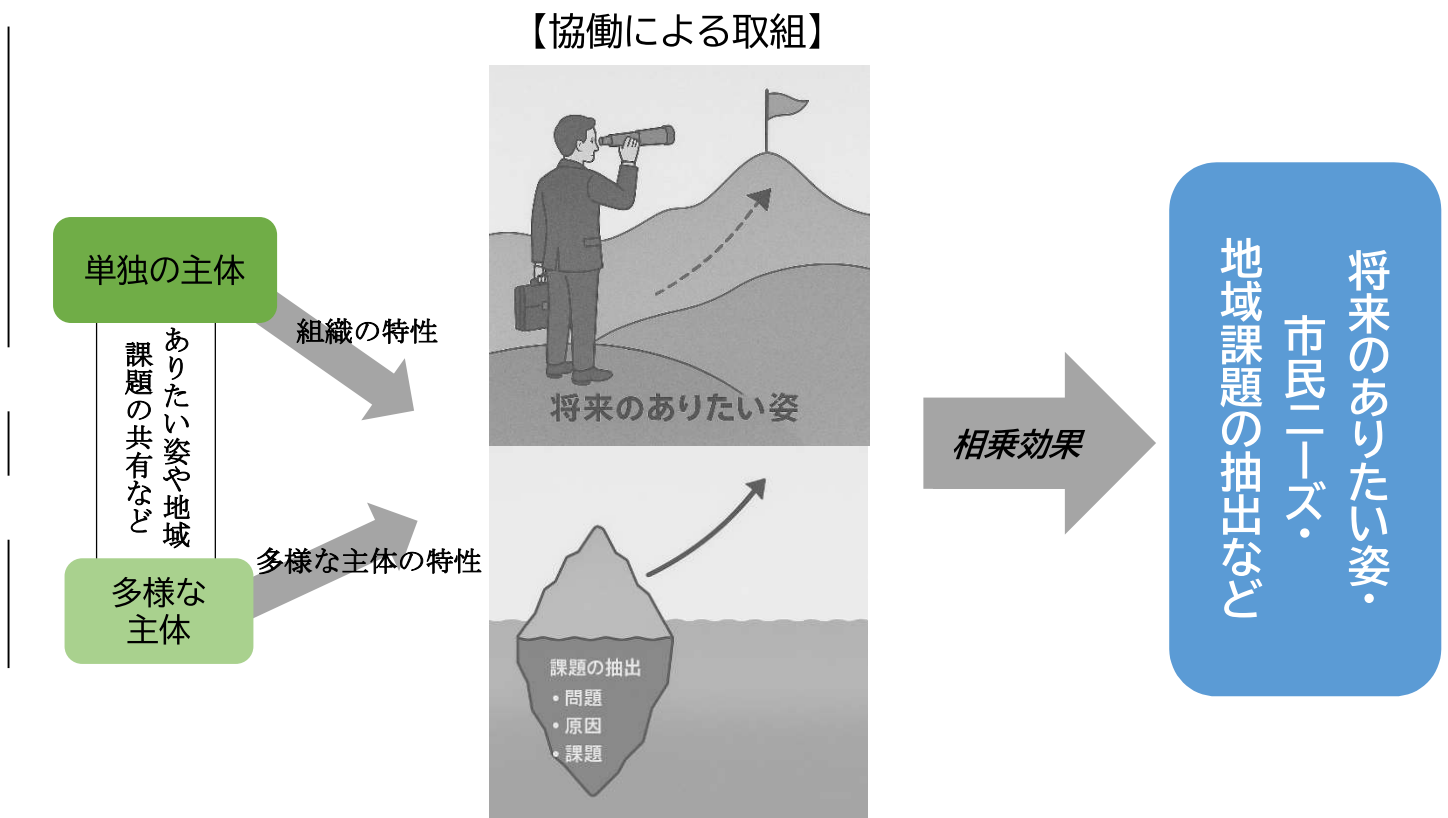


(2) 「将来のありたい姿」の抽出などから始める「協働」

「協働の目的」の一つとして考えられる将来のありたい姿の共有、多様化・複雑化する市民ニーズ・地域課題の抽出・整理・設定など、そのもの自体を複数の主体が協働で行うことにより、単独の主体による取組みに比べてさまざまなメリットが期待できる。

同時に、「協働」や「多様な主体による協働」により抽出・整理・設定した将来のありたい姿の実現、市民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組が円滑に進みやすくなるとも考えられる。

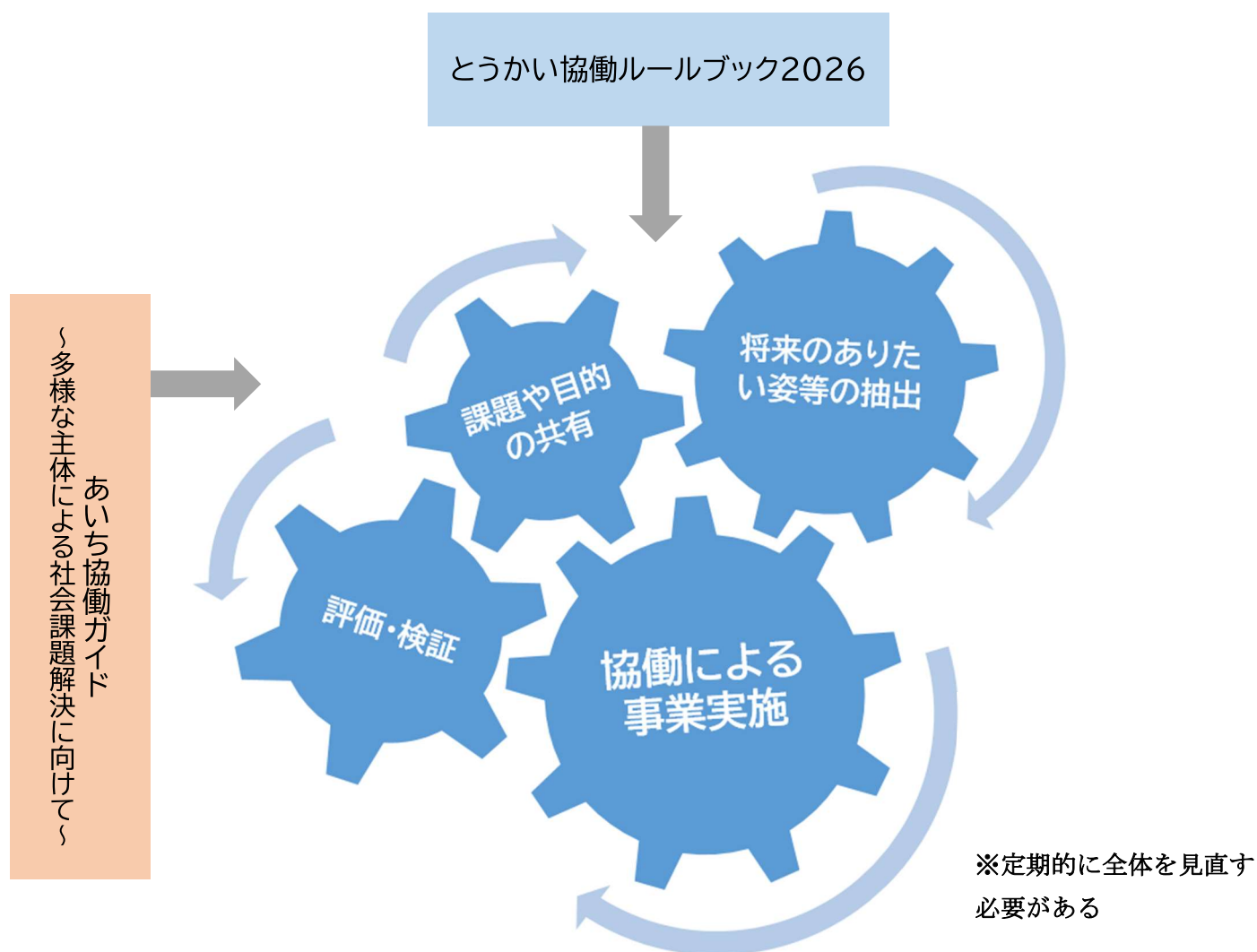
【協働による将来のありたい姿や地域課題の抽出などのイメージ】



(3) 協働のサイクル

単独の主体による将来のありたい姿の実現をはじめ複雑化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決に向け、手段として「協働」が最適であると考えられる場合、次のサイクルで協働を進めるようなイメージとなる。

【協働のサイクルイメージ】



(4)(2) あり方・方向性

ア 市民活動の担い手の固定化と高齢化への対応

新たな市民活動の担い手の発掘・育成及び既に活動している市民活動団体などへの新たな担い手の参加・参画などを図るため、市民活動に関する情報収集及び情報発信を行い、市民の市民活動への関心を高める。

また、新たな市民活動の立上げの意欲がある市民などに対する各種支援を行う。

N o .	取組項目	取組の例
1	多様な広報媒体を活用した市民活動に関する情報発信	① 市民活動に関する必要な情報の検討・充実を行う ② 市民活動センターや多様な情報ツールを活用し、市民活動情報のほか、市民活動に役立つ各種補助金などの情報を引き続き発信する ③ 市民活動センター登録団体に加えて希望者へメールマガジンを発信する ④ 市民活動団体の活動を積極的に報道機関へ発表できる仕組みを作る ⑤ 多くの市民が集まるイベントや場所などを活用し、市民活動に関するPRなどを行う
2	市民活動への参加に向けたきっかけづくり	① ライフスタイルやスキル、活動への関わり方の濃淡などに応じて参加できるボランティアや市民活動の情報をわかりやすく発信する ② ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する ③ ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会や市民活動入門講座などを開催する ④ 市民活動団体の活動紹介や楽しさ、魅力などを多様な情報ツールを活用して行う ⑤ 市民活動センターでワンデーシェフやコーヒーの有償提供など、市民活動目的以外での利用促進に向けた取組みを検討する
3	市民活動の立上げに向けた各種支援	① 市民活動センターで行うことができる必要な各種支援を検討・整理する ② 立上げに向けた伴走支援 ¹ （アウト

¹ 財政的な支援以外の知識・経験・スキル・情報・ネットワークなど活かし、寄り添いながら包括的に支援すること

N o .	取組項目	取組の例
		リーチ ² 含む) を行う ③ 立上げ直後の活動に対する財政支援制度を検討する
4	小・中・高・大学生など市民活動の未来の担い手の育成	① ボランティアや市民活動への参加の促進に向けた各種取組みを行う ② 子ども・若者が地域課題などを自ら考え・解決に向けて取組むことができる制度を検討する ③ 子ども・若者と市民活動団体などが協働で取組むことができる事業の検討・マッチングを行う ④ ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する<N o . 2 ②再掲> ⑤ 小中学校と連携し、市民活動に関する授業、講座、イベントなどを開催し、協働の意識を根付かせる
5	社会福祉協議会ボランティア支援センターとの情報・担い手の連携強化	① 社会福祉協議会と市民活動センターによる定例的な情報共有会を開催する ② ボランティア活動と市民活動を相互に結び付けるための取組みを検討する ③ 社会福祉協議会のボランティア登録制度の登録を促進する ④ ボランティアセンターと連携し、ボランティアから市民活動へステージを変えたい方をサポートする
6	個人と団体を結ぶマッチング	① プロボノ活動 ³ とのマッチングの促進に向けた取組を検討する ② シェアリングエコノミー ⁴ の導入に

² 支援などを必要とする市民活動団体の活動する現場へ相談員などが赴き、相談受付・助言などを行うこと

³ 専門的な知識やスキルを持つ人が、社会貢献の一つとして無償で提供する活動

⁴ 個人や企業が保有する場所・モノ・ヒト・スキルなどインターネットを通じて貸借や売買、交換することで有効活用する持続的な地域経済に向けた新たな取組

N o .	取組項目	取組の例
		について検討する ③ 市民活動団体によるマルシェなどの広く市民が参加できるイベントなどを開催する ④ 市民活動センター登録団体一覧表に検索機能をつける ⑤ ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する<N o . 2 ②再掲> ⑥ ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会や市民活動入門講座などを開催する<N o . 2 ③再掲> ⑦ 市民活動団体の活動紹介や楽しさ、魅力などを多様な情報ツールを活用して行う<N o . 2 ④再掲>

イ 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実

市民活動の立上げ段階から発展期、成熟期、~~円熟期までの~~など市民活動団体のの状況の段階や課題に応じた各種支援の充実を図り、新たな市民活動の立上げ及び既に活動している市民活動団体などの活動継続・発展を支援する。

また、各種支援策の手法の1つとして、「多様な主体による協働」を位置づけ、積極的な促進を図る。

N o .	取組項目	取組の例
7	市による助成制度の新設	① 市民活動の立上げ段階などの状況等に応じた補助金制度を検討する ② 市民活動団体の立上げ段階などにおける市職員の伴走支援を検討する ③ 市民や法人などが市民活動団体などへ寄付（企業版ふるさと納税含む）や遺贈を行いやすい情報発信などを行う ④ 市民活動センター登録団体に対する市民活動センターの施設使用料

N o .	取組項目	取組の例
		の減免適用（回数制限あり）や場の提供を検討する
8	具体的な各種支援内容の一元化・情報発信	① 市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う
9	相談の対応内容・解決内容の情報発信	① 市民活動センターにおける相談の対応内容・解決内容の事例について情報発信を行う
10	愛知県などの市民活動支援機関との連携	① 愛知県や近隣市町の市民活動支援機関との情報交換や連携を強化する ② 愛知県や近隣市町の市民活動支援機関などからの情報（セミナー開催等を含む）を市民活動センター登録団体などへ発信する ③ 愛知県などの市民活動支援機関の先進的な好事例の情報収集を図り、市民活動団体への情報発信を行う。また、市民活動センターでの取組みに組み込む
11	大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力の促進	① 大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う ② 連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う ③ 連携・協力に向けたマッチング・コーディネートを市職員や市民活動センターが行う ④ 大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を行う市担当課の一元化を行う ⑤ 協働の進め方やメリット、協働の事例を広く共有する ⑥ 企業などの従業員向けにボランティア・市民活動の情報を発信する
12	市民活動に対する市職員などによる伴走支援の実施	① 市民活動団体の立上げ段階などにおける市職員の伴走支援を検討す

N o .	取組項目	取組の例
		る<N o .7 ②再掲> ② N P O ・市民活動団体に対する市、大学などによる市民活動団体への伴走支援体制を検討する
<u>1 3</u>	<u>研修会・講座などの開催</u>	① 市民活動団体の状況に応じた研修会・講座などを開催する

ウ 市民活動センターの機能充実

施設の設置目的である「市民活動の健全な発展を図るため」の機能充実に加えて、「多様な主体との協働」に向けた拠点施設としてハード・ソフト両面の機能充実を図る。

N o .	取組項目	取組の例
1 4	相談機能の充実	① 協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果を踏まえたアドバイス・相談の更なる充実を図る ② アウトリーチ相談を継続して実施する ③ 市民活動保険を市民活動センター登録団体などへ周知する ④ 地縁団体（コミュニティ、町内会・自治会など）からの相談を積極的に受け付ける体制を作る ⑤ 市民活動団体などの活動や団体運営に関するノウハウ・経験などを他の団体などが参考とできるような情報共有を行う ⑥ 市民活動団体などが活動を終了する際の事業承継や事業休止に関する相談を行う ⑦ 市民アドバイザーの習熟度を高めるための研修などを実施する ⑧ 市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う<N o .8 ①再掲>
1 5	市民活動を目的とする施設利	① 貸室の時間貸しを検討する

N o .	取組項目	取組の例
	用の利便性の向上	② 大会議室の音響設備の充実（講座のオンライン配信対応など）を行う ③ ラウンジスペースの貸出しを行う ④ プロジェクターなどの備品の施設外利用における貸出を検討する ⑤ 市民活動団体などが事務処理や企画立案を一緒に行う共同事務の機会を作る
1 6	市民協働コーディネーター ⁵ 機能の充実	① 市民活動センター職員のコーディネートスキルアップに向けた研修を行う ② 経験豊富な市民活動団体が他の団体へ助言・支援するなど相互支援の仕組みを検討する ③ コーディネーター養成講座などを開催する ④ 希望する市民活動団体を対象とした、強み・弱みなどについてのカウンセリングを実施する
1 7	社会福祉協議会ボランティア支援センターとの情報・担い手の連携強化 ＜N o .5 再掲＞	① 社会福祉協議会と市民活動センターによる定例的な情報共有会を開催する ② ボランティア活動と市民活動を相互に結び付けるための取組みを検討する ③ 社会福祉協議会のボランティア登録制度の登録を促進する ④ ボランティアセンターと連携し、ボランティアから市民活動へステージを変えたい方をサポートする ※①～④全て＜N o .5 再掲＞
1 8	具体的な各種支援内容の一元化・情報発信 ＜N o .8 再掲＞	① 市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う＜N o .8 ①再掲＞

⁵ つなぎ・支援役

N o .	取組項目	取組の例
1 9	相談の対応内容・解決内容の 情報発信 ＜N o . 9 再掲＞	① 市民活動センターにおける相談の対 応内容・解決内容の事例について情 報発信を行う＜N o . 9 ①再掲＞
2 0	市民活動センター登録団体の 現状・ニーズなどの把握	① 定期的にアンケート調査を行い、 団体のニーズなどを把握する
2 1	団体間交流・マッチング機会 の充実	① 気軽に参加できる定期的な団体間 交流会や活動報告会を開催する ② 人・物・場所・ノウハウなどの各 主体の強みや協力依頼情報などを 日常的に共有できるホームページ などを作成する ③ 地域課題や将来のありたい姿を協 働により考えるワークショップな どを定期的に開催する ④ 団体間の話し合いの場づくりの支 援を行う

エ 団体間のマッチング・コーディネート機能の充実

市民活動団体などの目的達成の手段として、「多様な主体による協働」を進めるにあたり、多様な主体間のマッチング機会の充実を図る。

合わせて、協働を進めるにあたって、情報の集積・発信やマッチング機会の提供、協働する主体をつなぎ、主体間の意見の調整や事業の進捗管理などを行うコーディネート機能の充実を図る。

N o .	取組項目	取組の例
2 2	団体間交流・マッチング機会 の充実 ＜N o . 2 1 再掲＞	① 気軽に参加できる定期的な団体間 交流会や活動報告会を開催する ② 人・物・場所・ノウハウなどの各 主体の強みや協力依頼情報などを 日常的に共有できるホームページ などを作成する ③ 地域課題や将来のありたい姿を協 働により考えるワークショップな どを定期的に開催する ④ 団体間の話し合いの場づくりの支 援を行う

N o .	取組項目	取組の例
		※①～④全て＜N o . 2 1 再掲＞
2 3	市民協働コーディネート機能の充実 ＜N o . 1 6 再掲＞	① 市民活動センター職員のコーディネートスキルアップに向けた研修を行う ② 経験豊富な市民活動団体が他の団体へ助言・支援するなど相互支援の仕組みを検討する ③ コーディネーター養成講座などを開催する ④ 希望する市民活動団体を対象とした、強み・弱みなどについてのカウンセリングを実施する ※①～④全て＜N o . 1 6 再掲＞
2 4	地域ネットワーク推進担当職員 ⁶ との情報共有・連携の強化	① 市民活動センター運営団体や中間支援NPO法人、市民協働コーディネーターとの定期的な情報共有会を開催する ② コミュニティや町内会・自治会へ市民活動センターで対応できる相談内容や事例を共有する
2 5	大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力の促進 ＜N o . 1 1 再掲＞	① 大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う ② 連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う ③ 連携・協力に向けたマッチング・コーディネートを市職員や市民活動センターが行う ④ 大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を行う市担当課の一元化を行う ⑤ 協働の進め方やメリット、協働の事例を広く共有する ⑥ 企業等の従業員向けにボランティア

⁶ 市民協働課所属の職員。市内 12 か所の市民館などの公共施設に定期的に訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、地域活動の支援をしている。

N o .	取組項目	取組の例
		ア・市民活動の情報を発信する ※①～⑥全て＜N o . 1 1 再掲＞
2 6	マルチパートナーシップコーディネーター ⁷ の任命	① マルチパートナーシップコーディネーターの前段階の「多様な主体による協働」に関する理解者・共感者を増やすための取組を行う ② マルチパートナーシップコーディネーターの任命制度を検討する ③ 育成・発掘に向けた研修会を開催する
2 7	中間支援NPO法人との連携	① 市が実施している各種事業などを中間支援NPO法人と共有し、多様な主体による協働の可能性を検証する ② 市ホームページにて、中間支援NPO法人との連携によるメリットなどを周知する ③ 市内中間支援NPO法人の中間支援の事例を紹介する ④ 市民活動センター運営団体や中間支援NPO法人、市民協働コーディネーターとの定期的な情報共有会を開催する＜N o . 2 4 ①再掲＞
2 8	あいち協働プラットフォーム（愛称：あいプラット）の活用	① 市民活動団体向けの活用方法の説明会を開催する ② 成功事例を発信する
2 9	個人と団体を結ぶマッチング＜N o . 2 ・ 6 再掲＞	① ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する＜N o . 2 ② ・ N o . 6 ⑥再掲＞ ② ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会や市民活動入門講座などを開催する＜N o . 2 ③ ・ N o . 6 ⑦再掲＞

⁷ 多様な主体との協働を支える・進める人

オ 本市における更なる協働推進に向けた取組みの充実と組織風土の醸成

行政のみではなく、東海市全体として更なる協働推進に向けた取組や仕組みづくりを行う。

また、多様な主体の一つである東海市及びその構成員である市職員の協働に対する更なる理解促進を図り、協働を推進するための仕組みづくりを行い組織風土の醸成を行う。

N o .	取組項目	取組の例
3 0	多様な広報媒体を活用した市民活動に関する情報発信 ＜N o . 1 再掲＞	① 市民活動に関する必要な情報の検討・充実を行う ② 市民活動センターや多様な情報ツールを活用し、市民活動情報のほか、市民活動に役立つ各種補助金などの情報を引き続き発信する ③ 市民活動センター登録団体に加えて希望者へメールマガジンを発信する ④ 市民活動団体の活動を積極的に報道機関へ発表できる仕組みを作る ⑤ 多くの市民が集まるイベントや場所などを活用し、市民活動に関するPRなどを行う ※①～⑤全て＜N o . 1 再掲＞
3 1	小・中・高・大学生など市民活動の未来の担い手の育成 ＜N o . 4 再掲＞	① ボランティアや市民活動への参加の促進に向けた各種取組みを行う ② 子ども・若者が地域課題などを自ら考え・解決に向けて取組むことができる制度を検討する ③ 子ども・若者と市民活動団体などが協働で取組むことができる事業の検討・マッチングを行う ④ ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信できる仕組みを検討する ⑤ 小中学校と連携し、市民活動に関する授業、講座、イベントなどを開催し、協働の意識を根付かせる

N o .	取組項目	取組の例
		※①～⑤全て<N o .4 再掲>
3 2	大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力の促進 <N o .1 1 再掲>	① 大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う ② 連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う ③ 連携・協力に向けたマッチング・コーディネートを市職員や市民活動センターが行う ④ 大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を行う市担当課の一元化を行う ⑤ 協働の進め方やメリット、協働の事例を広く共有する ⑥ 企業などの従業員向けにボランティア・市民活動の情報を発信する ※①～⑥全て<N o .1 1 再掲>
3 3	多様な主体による協働事例の周知	① 多様な主体による協働の事例集を作成し、職員に周知する
3 4	多様な主体による協働・公共私連携の推進を図る窓口の一元化	① 多様な主体による協働や公共私連携の担当窓口を一元化する ② 多様な主体による協働や公共私連携に必要なプラットフォーム ⁸ の検討を行う
3 5	市職員の協働に対する理解充実	① 階層ごと（新規採用、新任統括主任、課長など）の職員研修（市民活動の体験含む）を実施する ② 本あり方やとうかい協働ルールブック2026の認知向上を図る ③ 協働により効果が期待できる事業や協働の進め方・注意点を確認できるチェックシートを作成する ④ 必要に応じて協働により行政課題などの解決を図るための事業立案

⁸ 公共（行政）と私（民間企業・NPO・大学・コミュニティなどの多様な主体）が連携・協働するための基盤となる場

N o .	取組項目	取組の例
		を組織横断的に行う組織の設置を検討する ⑤ 職員向けの協働に関する相談窓口の設置を検討する ⑥ 市職員と市民活動団体などによる協働プロジェクトの実施を検討する
3 6	市職員の市民協働コーディネータ力の向上	① 希望する職員に対して市民協働コーディネータ力の向上を図る活動体験などの研修を行う ② 職員個人の協働につながる可能性があるネットワークを共有する
3 7	市民活動に対する市職員などによる伴走支援の実施 ＜N o . 1 2 再掲＞	① N P O ・市民活動団体と市、大学などによる市民活動団体への伴走支援体制を検討する ② 市民活動団体の立上げ段階などにおける市職員の伴走支援を検討する＜N o 7 ②再掲＞
3 8	まちづくり協働推進事業の見直し	① まちづくり協働推進事業の見直しをN P O などとの協働により検討する ② 提案公募型協働事業制度の再導入をN P O などとの協働により検討する ③ 立上げ時、発展期、成熟期などの市民活動団体の状況に応じた協働事業のあり方をN P O などとの協働により検討する
3 9	市職員の市民活動への自主的・主体的な参加機会の促進	① ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会の開催情報を職員へ発信する＜N o . 2 ③ ・ N o . 6 ⑥ ・ N o . 2 9 ②再掲＞ ② 職員が関わっている市民活動の事例を庁内に紹介する
4 0	行政における状況に応じた柔	① O O D A ⁹ (ウーダ) ループを協働推

⁹ Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）の4つのステップ

No.	取組項目	取組の例
	軟な協働の取組意識の醸成	進に向けた考え方の一つとして位置付ける

からなる意思決定の考え方。計画に基づいて事業実施する PDCA サイクルと比べ、柔軟かつ迅速な意思決定と行動が求められる場面に有効と言われている

(5) あり方・方向性の推進における多様な主体に期待される役割

本あり方・方向性の推進においては、NPO（特定非営利活動法人）、ボランティアグループ・任意団体などの市民活動団体、地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会など）、社会福祉協議会などの公益性の高い民間団体、企業、大学及び行政などの東海市に関わる多様な主体が、それぞれの強みや特性を生かして行う必要がある。

具体的には、とうかい協働ルールブック2026の第二部「協働を進めるにあたって」の他に次の役割が期待される。

N o .	主体	あり方・方向性の推進において期待される主な役割
1	NPO	①課題の把握と解決策の提案 ②当事者視点の支援・柔軟な対応 ③行政との橋渡し
2	市民活動団体	①地域ニーズの把握 ②市民参加の促進
3	地縁組織	①地域のつながり維持 ②行政を含む他の多様な主体との連携
4	企業	①社会貢献活動（CSR） ②人材や資金の提供 ③技術やノウハウの提供
5	大学	①研究や知見、学びの場の提供 ②地域課題等の調査・分析 ③学生の参加・参画促進
6	行政	①制度の設計・整備 ②全体の調整・支援 ③協働の場づくりと公平性の担保

(6) あり方・方向性の推進におけるロードマップ（イメージ）

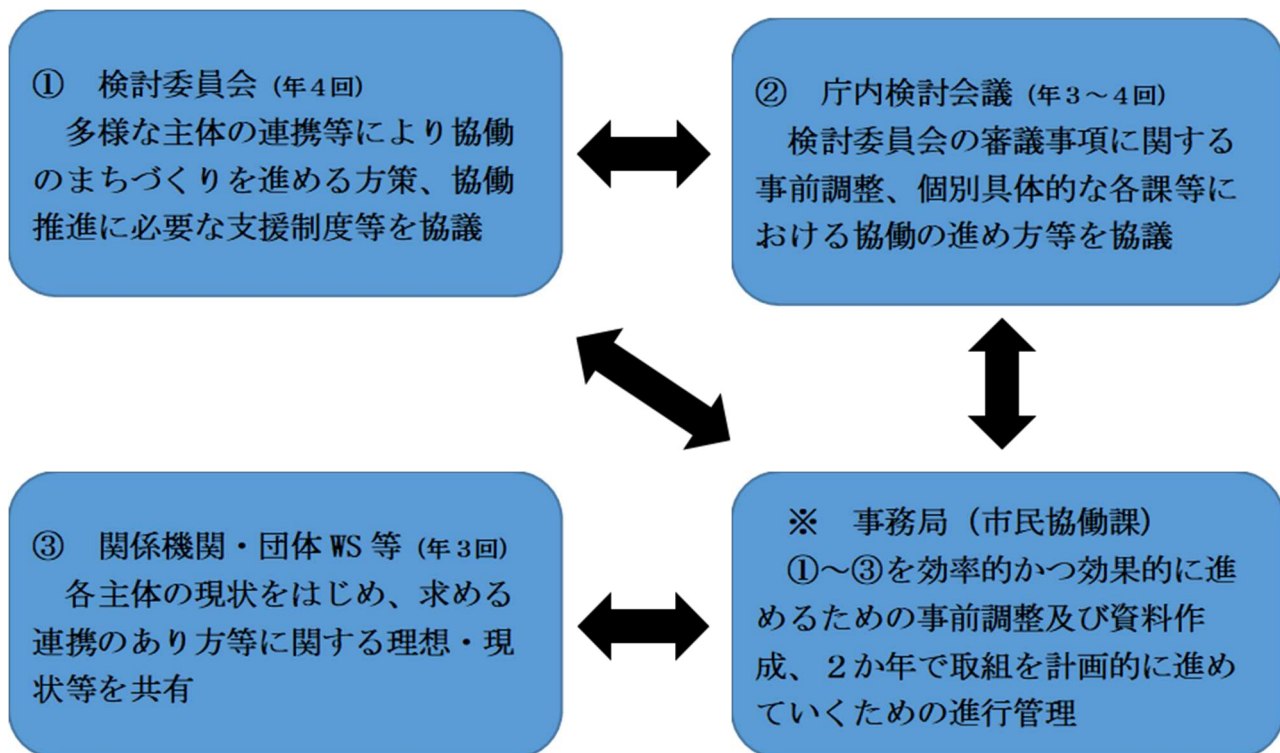
本あり方・方向性は、東海市の「協働・共創によるまちづくり」を更に推進するための提言であり、取組項目の推進及び取組の例の実施については、多様な主体間の協働等により行われることを期待するものである。

全ての取組項目等を短期間で行うことは、実現性が高くないことから、あり

方・方向性の推進に向けた参考として、ロードマップ（イメージ）を別添のとお
り作成した。

8 検討経過

1 検討体制



1 市民活動の担い手の固定化と高齢化への対応

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度	
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
1	多様な広報媒体を活用した市民活動に関する情報発信	①市民活動に関する必要な情報の検討・充実させる		●				●				●	
		市民活動センター登録団体へのアンケート結果等を踏まえ、定期的に検討・充実させる											
		②市民活動センターや多様な情報ツールを活用し、市民活動情報のほか、市民活動に役立つ各種補助金などの情報を引き続き発信する	実施										
		③市民活動センター登録団体に加えて希望者へメールマガジンを発信する	実施										
		④市民活動団体の活動を積極的に報道機関へ発表できる仕組みを作る		●	実施								
	⑤多くの市民が集まるイベントや場所などを活用し、市民活動に関するPRなどを行う			●	実施								
2	市民活動への参加に向けたきっかけづくり	①ライフスタイルやスキル、活動への関わり方の濃淡などに応じて参加できるボランティアや市民活動の情報をわかりやすく発信する		●	実施								
		②ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する		●	実施								
		③ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会や市民活動入門講座などを開催する			●	実施							
		④市民活動団体の活動紹介や楽しさ、魅力などを多様な情報ツールを活用して行う			●	実施							
		⑤市民活動センターでワンダーシェフやコーヒーの有償提供など利用促進に向けた取組みを検討する				検討		検討結果を踏まえ実施					
3	市民活動の立上げに向けた各種支援	①市民活動センターで行うことができる必要な各種支援を検討・整理する		●				●				●	
		市民活動センター登録団体へのアンケート結果等を踏まえ、定期的に検討・整理を行う											
		②立上げに向けた伴走支援（アウトリーチ含む）を行う	実施										
	③立上げ直後の活動に対する財政支援制度を検討する	●	検討		検討結果を踏まえ実施								

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度	
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
4	小・中・高・大学生など市民活動の未来の担い手の育成	①ボランティアや市民活動への参加の促進に向けた各種取組を行う			検討		検討結果を踏まえ実施						
		②子ども・若者が地域課題などを自ら考え・解決に向けて取組むことができる制度を検討する			検討		検討結果を踏まえ実施						
		③子ども・若者と市民活動団体などが協働で取組むことができる事業の検討・マッチングを行う			検討		検討結果を踏まえ実施						
		④ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する< N o . 2 ②再掲 >		● 検討	実施								
		⑤小中学校と連携し、市民活動に関する授業、講座、イベントなどを開催し、協働の意識を根付かせる			検討		検討結果を踏まえ実施						
5	社会福祉協議会ボランティアセンターと の情報・担い手の連携強化	①社会福祉協議会と市民活動センターによる定例的な情報共有会を開催する		実施									
		②ボランティア活動と市民活動を相互に結び付けるための取組を検討する			検討		検討結果を踏まえ実施						
		③社会福祉協議会のボランティア登録制度の登録を促進する		実施									
		④ボランティアセンターと連携し、ボランティアから市民活動へステージを変えたい方をサポートする			検討		検討結果を踏まえ実施						
6	個人と団体を結ぶマッチング	①プロボノ活動とのマッチングの促進に向けた取組を検討する			検討		検討結果を踏まえ実施						
		②シェアリングエコノミーの導入について検討する	検討		検討結果を踏まえ実施								
		③市民活動団体によるマルシェなどの広く市民が参加できるイベントなどを開催する		検討			検討結果を踏まえ実施						
		④市民活動センター登録団体一覧表に検索機能をつける		検討			検討結果を踏まえ実施						
		⑤ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信する< N o . 2 ②再掲 >		● 検討	実施								
		⑥ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会や市民活動入門講座などを開催する< N o . 2 ③再掲 >			● 検討	実施							
		⑦市民活動団体の活動紹介や楽しさ、魅力などを多様な情報ツールを活用して行う< N o . 2 ④再掲 >			● 検討	実施							

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度	
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	

2 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度		
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
7	市による助成制度の新設	①市民活動の立上げ段階などの状況等に応じた補助金制度を検討する	● 検討	→ 検討結果を踏まえ実施										
		②市民活動団体の立上げ段階などにおける市職員の伴走支援を検討する		→ 検討	→ 検討結果を踏まえ実施									
		③市民や法人などが市民活動団体などへ寄付（企業版ふるさと納税含む）や遺贈を行いやすい情報発信などを行う			● 検討	→ 実施								
		④市民活動センター登録団体に対する市民活動センターの施設使用料の減免適用（回数制限あり）や場の提供を検討する		→ 検討	→ 検討結果を踏まえ実施									
8	具体的な各種支援内容の一元化・情報発信	①市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う		● 検討	→ 実施									
9	相談内容の対応内容・情報発信	①市民活動センターにおける相談の対応内容・解決内容の事例について情報発信を行う	→ 実施	→										
10	愛知県などの市民活動支援機関との連携	①愛知県や近隣市町の市民活動支援機関との情報交換や連携を強化する	→ 実施	→										
		②愛知県や近隣市町の市民活動支援機関などからの情報（セミナー開催等を含む）を市民活動センター登録団体などへ発信する	→ 実施	→										
		③愛知県などの市民活動支援機関の先進的な好事例の情報収集を図り、市民活動団体への情報発信を行う。また、市民活動センターでの取組みに組み込む	→ 実施	→										
11	大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力の促進	①大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う	→ 実施	→										
		②連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う	→ 実施	→										
		③連携・協力に向けたマッチング・コーディネートを市職員や市民活動センターが行う		→ 仕組みの検討	→ 実施									
		④大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を行う市担当課の一元化を行う	● 検討	→ 検討結果を踏まえ実施										
		⑤協働の進め方やメリット、協働の事例を広く共有する	→ 情報収集・実施											
		⑥企業などの従業員向けにボランティア・市民活動の情報を発信する			→ 検討	→ 検討結果を踏まえ実施								

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度		
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
12	市民活動に対する伴走支援の実施などによる伴走支援の実施	①市民活動団体の立上げ段階などにおける市職員の伴走支援を検討する<No. 7 ②再掲>												
			検討			検討結果を踏まえ実施								
		②NPO・市民活動団体に対する市、大学等などによる市民活動団体への伴走支援体制を検討する												
				検討			検討結果を踏まえ実施							
13	研修会・講座などの開催	①市民活動団体の状況に応じた研修会・講座などを開催する												
				検討	検討結果を踏まえ実施									

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度		
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
14	相談機能の充実	①協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果を踏まえたアドバイス・相談の更なる充実を図る	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		②アウトリーチ相談を継続して実施する	● 実施											
		③市民活動保険を市民活動センター登録団体などへ周知する	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		④地縁団体（コミュニティ、町内会・自治会など）からの相談を積極的に受け付ける体制を作る	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		⑤市民活動団体などの活動や団体運営に関するノウハウ・経験などを他の団体などが参考とできるような情報共有を行う	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		⑥市民活動団体などが活動を終了する際の事業承継や事業休止に関する相談を行う	● 実施											
		⑦市民アドバイザーの習熟度を高めるための研修などを実施する	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		⑧市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う<No. 8①再掲>	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
15	市民活動を目的とする施設利用の利便性の向上	①貸室の時間貸しを検討する		● 検討		検討結果を踏まえ実施								
		②大会議室の音響設備の充実（講座のオンライン配信対応など）を行う		● 検討		検討結果を踏まえ実施								
		③ラウンジスペースの貸出しを行う		● 検討		検討結果を踏まえ実施								
		④プロジェクターなどの備品の施設外利用における貸出を検討する		● 検討		検討結果を踏まえ実施								
		⑤市民活動団体などが事務処理や企画立案を一緒に行う共同事務の機会を作る		● 検討		検討結果を踏まえ実施								

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度		
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
16	市民協働コーディネーター機能の充実	①市民活動センター職員のコーディネートスキルアップに向けた研修を行う	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		②経験豊富な市民活動団体が他の団体へ助言・支援するなど相互支援の仕組みを検討する		検討	検討結果を踏まえ実施									
		③コーディネーター養成講座などを開催する		検討	検討結果を踏まえ実施									
		④希望する市民活動団体を対象とした、強み・弱みなどについてのカウンセリングを実施する		検討	検討結果を踏まえ実施									
17	社会福祉協議会ボランティアセンターとの情報・連携強化（N o . 5 再掲）	①社会福祉協議会と市民活動センターによる定例的な情報共有会を開催する		実施										
		②ボランティア活動と市民活動を相互に結び付けるための取組みを検討する		検討	検討結果を踏まえ実施									
		③社会福祉協議会のボランティア登録制度の登録を促進する		実施										
		④ボランティアセンターと連携し、ボランティアから市民活動へステージを変えたい方をサポートする		検討	検討結果を踏まえ実施									
18	具体的な各種支援内容の一元化・情報発信（N o . 8 再掲）	①市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う＜N o . 8 ①再掲＞	● 検討	実施										
19	相談内容の対応・情報発信（N o . 9 再掲）	①市民活動センターにおける相談の対応内容・解決内容の事例について情報発信を行う＜N o . 9 ①再掲＞	実施											
20	市民活動センターの現状・ニーズなどの把握	①定期的にアンケート調査を行い、団体のニーズなどを把握する		● 実施				● 実施				● 実施		
21	団体間交流・マッチング機会の充実	①気軽に参加できる定期的な団体間交流会や活動報告会を開催する	検討	検討結果を踏まえ実施										
		②人・物・場所・ノウハウなどの各主体の強みや協力依頼情報などを日常的に共有できるホームページなどを作成する		検討	検討結果を踏まえ実施									
		③地域課題や将来のありたい姿を協働により考えるワークショップなどを定期的に開催する		検討	検討結果を踏まえ実施									
		④団体間の話し合いの場づくりの支援を行う	実施											

[illegible]

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度		
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
22	団体間交流・マッチング機会の充実 (N o . 2 1 再掲)	①気軽に参加できる定期的な団体間交流会や活動報告会を開催する	検討	検討結果を踏まえ実施										
		②人・物・場所・ノウハウなどの各主体の強みや協力依頼情報などを日常的に共有できるホームページなどを作成する	検討	検討結果を踏まえ実施										
		③地域課題や将来のありたい姿を協働により考えるワークショップなどを定期的に開催する	検討	検討結果を踏まえ実施										
		④団体間の話し合いの場づくりの支援を行う	実施											
23	市民協働コーディネーター機能の充実 (N o . 1 6 再掲)	①市民活動センター職員のコーディネータースキルアップに向けた研修を行う	● 検討	検討結果を踏まえ実施										
		②経験豊富な市民活動団体が他の団体へ助言・支援するなど相互支援の仕組みを検討する	検討	検討結果を踏まえ実施										
		③コーディネーター養成講座などを開催する	検討	検討結果を踏まえ実施										
		④希望する市民活動団体を対象とした、強み・弱みなどについてのカウンセリングを実施する	検討	検討結果を踏まえ実施										
24	担当地域・職ネットの連携強化の推進	①市民活動センター運営団体や中間支援NPO法人、市民協働職員との定期的な情報共有会を開催する				実施								
		②コミュニティや町内会・自治会へ市民活動センターで対応できる相談内容や事例を共有する	実施											

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度	
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
25	大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力の促進 (N o . 1 1 再掲)	①大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う	実施										
		②連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う	実施										
		③連携・協力に向けたマッチング・コーディネート由市職員や市民活動センターが行う		仕組みの検討		実施							
		④大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を行う市担当課の一元化を行う	検討		検討結果を踏まえ実施								
		⑤協働の進め方やメリット、協働の事例を広く共有する	情報収集・実施										
		⑥企業などの従業員向けにボランティア・市民活動の情報を発信する			検討		検討結果を踏まえ実施						
26	マルチパートナーシップの任命	①マルチパートナーシップコーディネーターの前段階の「多様な主体による協働」に関する理解者・共感者を増やすための取組を行う		検討		検討結果を踏まえ実施							
		②マルチパートナーシップコーディネーターの任命制度を検討する				検討		検討結果を踏まえ実施					
		③育成・発掘に向けた研修会を開催する		検討		検討結果を踏まえ実施							

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度	
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
31	小・中・高・大学生など市民活動の未来の担い手の育成 (No. 4 再掲)	① ボランティアや市民活動への参加の促進に向けた各種取組を行う			検討		検討結果を踏まえ実施						
		② 子ども・若者が地域課題などを自ら考え・解決に向けて取組むことができる制度を検討する			検討		検討結果を踏まえ実施						
		③ 子ども・若者と市民活動団体などが協働で取組むことができる事業の検討・マッチングを行う			検討		検討結果を踏まえ実施						
		④ ボランティアや市民活動団体の活動参加募集情報を発信できる仕組みを検討する		● 検討	実施								
		⑤ 小中学校と連携し、市民活動に関する授業、講座、イベントなどを開催し、協働の意識を根付かせる			検討		検討結果を踏まえ実施						
32	大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力の促進 (No. 11 再掲)	① 大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う	実施										
		② 連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う	実施										
		③ 連携・協力に向けたマッチング・コーディネートを市職員や市民活動センターが行う			仕組みの検討	実施							
		④ 大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を市担当課の一元化を行う	● 検討		検討結果を踏まえ実施								
		⑤ 協働の進め方やメリット、協働の事例を広く共有する	情報収集・実施										
		⑥ 企業などの従業員向けにボランティア・市民活動の情報を発信する			検討		検討結果を踏まえ実施						
33	多様な主体による協働事例の周知	① 多様な主体による協働の事例集を作成し、職員に周知する			情報収集・実施								

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度	
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
34	多様な主体による協働や公共・民間連携の推進を図るための取組	①多様な主体による協働や公共・民間連携の担当窓口を一元化する	検討										
		②多様な主体による協働や公共・民間連携に必要なプラットフォームの検討を行う	検討										
35	市職員の協働に対する理解充実	①階層ごと（新規採用、新任統括主任、課長など）の職員研修（市民活動の体験含む）を実施する	検討										
		②本あり方やとうかい協働ルールブック2026の認知向上を図る											
		③協働により効果が期待できる事業や協働の進め方・注意点を確認できるチェックシートを作成する	検討										
		④必要に応じて協働により行政課題などの解決を図るための事業立案を組織横断的に行う組織の設置を検討する	検討										
		⑤職員向けの協働に関する相談窓口の設置を検討する	検討										
		⑥市職員と市民活動団体などによる協働プロジェクトの実施を検討する											
36	市民協働コーディネーター	①希望する職員に対して市民協働コーディネーター力の向上を図る活動体験などの研修を行う											
		②職員個人の協働につながる可能性があるネットワークを共有する	検討										
37	市民活動に対する市職員などによる伴走支援の実施（N.O.12再掲）	①NPO・市民活動団体と市、大学などによる市民活動団体への伴走支援体制を検討する											
		②市民活動団体の立上げ段階などにおける市職員の伴走支援を検討する（N.O.7再掲）	検討										

No.	取組項目	取組の例	R 7 年度	R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度		R 1 1 年度		R 1 2 年度		
			下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
38	まちづくり協働推進事業の見直し	①まちづくり協働推進事業の見直しをNPOなどとの協働により検討する												
			検討		検討結果を踏まえ実施									
		②提案公募型協働事業制度の再導入をNPOなどとの協働により検討する												
		③立上げ時、発展期、成熟期などの市民活動団体の状況に応じた協働事業のあり方をNPOなどとの協働により検討する												
			検討		検討結果を踏まえ実施									
39	主市職・主の体的民進な活動への参加の機会を自	①ボランティアや市民活動団体の活動への参加体験会の開催情報を職員へ発信する<No. 2③・No. 6⑥・No. 29②再掲>			検討	実施								
			②職員が関わっている市民活動の事例を庁内に紹介する											
			検討		検討結果を踏まえ実施									
40	行政組織に柔軟な状況の醸成に	①OODA（ウーダ）ループを協働推進に向けた考え方の一つとして位置付ける												
			検討		検討結果を踏まえ実施									